

各会計予算特別委員会会議録

○議事日程（第2号）

令和3年3月11日（木曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 議案第 6号 羽幌町いじめ問題専門委員会等条例
- 第 2 議案第 21号 令和3年度羽幌町一般会計予算
- 第 3 議案第 22号 令和3年度羽幌町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 4 議案第 23号 令和3年度羽幌町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 5 議案第 24号 令和3年度羽幌町介護保険事業特別会計予算
- 第 6 議案第 25号 令和3年度羽幌町下水道事業特別会計予算
- 第 7 議案第 26号 令和3年度羽幌町簡易水道事業特別会計予算
- 第 8 議案第 27号 令和3年度羽幌町港湾上屋事業特別会計予算
- 第 9 議案第 28号 令和3年度羽幌町水道事業会計予算

○出席委員（11名）

- | | |
|--------------|---------------|
| 1番 金 木 直 文 君 | 2番 磯 野 直 君 |
| 3番 平 山 美知子 君 | 4番 阿 部 和 也 君 |
| 5番 工 藤 正 幸 君 | 6番 船 本 秀 雄 君 |
| 7番 小 寺 光 一 君 | 8番 逢 坂 照 雄 君 |
| 9番 舟 見 俊 明 君 | 10番 村 田 定 人 君 |
| 11番 森 淳 君 | |

○欠席委員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|-----------------------------------|-----------|
| 町 長 | 駒 井 久 晃 君 |
| 監 査 委 員 | 鈴 木 典 生 君 |
| 教 育 長 | 山 口 芳 徳 君 |
| 会 計 管 理 者
兼 出 納 室 長 | 渡 辺 博 樹 君 |
| 総 務 課 長
兼 電 算 共 同 化
推 進 室 長 | 敦 賀 哲 也 君 |
| 地 域 振 興 課 長 | 清 水 聡 志 君 |
| 財 務 課 長 | 大 平 良 治 君 |
| 財 務 課 主 幹 | 熊 谷 裕 治 君 |

町民課長	宮崎寧大君
福祉課長	木村和美君
健康支援課長	鈴木繁君
健康支援課 地域包括支援 センター室長	奥山洋美君
建設課長	金子伸二君
建設課主任技師	石川隆一君
建設課主任技師	笹浪満君
建設課主幹	上田章裕君
上下水道課長	棟方富輝君
農林水産課長	伊藤雅紀君
商工観光課長	高橋伸君
天売支所長	竹内雅彦君
焼尻支所長	金丸貴典君
学校管理課長 兼学校給食 センター所長	酒井峰高君
社会教育課長 兼公民館長	飯作昌巳君
農業委員会 事務局長	伊藤雅紀君
選挙管理委員会 事務局長	敦賀哲也君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊島明彦君
総務係長	嶋元貴史君
書記	山田太志君
書記	菅豪志君

◎開議の宣告

○磯野委員長 ただいまから昨日に引き続き羽幌町各会計予算特別委員会を開きます。
本日の欠席届け並びに遅刻届けはありません。

(開議 午前10時00分)

◎答弁保留の件

○磯野委員長 昨日は2款総務費まで終了していますが、逢坂委員の質問に対する答弁が保留になっていましたので、答弁を求めます。

宮崎町民課長。

○宮崎町民課長 お答えいたします。

昨日町内循環バス並びに羽幌港連絡バスの収入実績について答弁を保留していましたので、ご説明したいと思います。

まず、町内循環バスの収入実績としましては今年度の分、2月末までの実績でございますけれども、54万4,750円、それと令和元年度の年間実績につきましては57万9,550円となっています。それと、羽幌港連絡バスの実績としましては、今年度2月末現在で8万4,700円、それと令和元年度の年間実績としましては31万9,500円というふうになっております。

以上でございます。

○磯野委員長 逢坂委員、よろしいですか。

○逢坂委員 はい。

◎議案第6号、議案第21号～議案第28号

○磯野委員長 では、本日は3款民生費からとなります。107ページから119ページまで質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、逢坂委員。

○逢坂委員 民生費の説明資料の11ページなのですが、まず高齢者福祉ハイヤー事業に関することなのですが、高齢者80歳以上というくだりがあるのですが、であれば80歳以上ということになると100歳も該当になるのかなと、自分ではそう思うのですけれども、範囲といいますか、選定といいますか、その辺の基準というか、そういうものはどういふふうなものがあるのかなというふうに思いますので、算定基準です。施設に入られている方もおられますし、全ての80歳以上にこのハイヤーの乗車券の補助をしているのかどうか、これをまず確認したいと思います。

○磯野委員長 木村福祉課長。

○木村福祉課長 お答えいたします。

施設入所を除く80歳以上の全ての町民に対して案内をかけている対象になっておりま

す。

○磯野委員長 8番、逢坂委員。

○逢坂委員 仮に100歳で、例えばこれは極端な話なのですが、寝たきりで動けない方とか、そういう方もたくさん結構いますよね。そういう方もこの80歳以上に該当するから、ハイヤー券は支給するということですか。

○磯野委員長 木村福祉課長。

○木村福祉課長 お答えいたします。

寝たきりであっても対象になりますので、申請があれば交付することになると思います。

○磯野委員長 8番、逢坂委員。

○逢坂委員 このシステム自体を私は否定するものではないですけども、そういう方々は例えば利用するのですか、タクシーを。誰が利用するのですか。本人が寝たきりでタクシー利用できるのですか。それはちょっと私は普通に考えたらあり得ない話だと思うのですけれども、その方々までタクシー券を交付するのですか。

○磯野委員長 木村福祉課長。

○木村福祉課長 お答えいたします。

申請をいただいて交付する形になりますので、もしそういう方、必要がないと判断されている場合であれば、申請がないのであれば交付はしていない形になると思います。もし寝たきりの人、なかなかハイヤー乗る機会は実際は少ないというか、難しいのかなという認識はございますが、一応対象の人数には含めております。

○磯野委員長 8番、逢坂委員。

○逢坂委員 私どももその部分が納得できないのです。昨年もちよっとずっと感じていたのですけれども、昨年からの事業なのですが、実際に利用されているのであれば95歳以上、例えば後で分かるはずなのですよ、データが出ているわけですから。そういうので100歳に与えるのでないとか、103歳に与えるのでないとか、寝たきりに与えては駄目だということは僕は言っていないのです。その方々は私は利用できないのでないかというふうに、自分なりに普通考えたときに思うから、80歳以上というのは分かるのですけれども、全て、110歳だろうと今108歳かな、最高年齢者といったら。その方々まで与えるシステムだというのは何か普通一般常識で考えるとちょっと考えられないのかなという思いで今質問しているのですけれども、その辺の線引きというのは全くされていなくてこの事業を開始されたのか、ある程度の線引きを持って80歳以上だけれども、例えば先ほど言った施設に入っている方は無理ですねとか、それから寝たきりでは使えませんよねと。タクシー寝たきりでどうやって使うのですか、では聞きますけれども。

○磯野委員長 木村福祉課長。

○木村福祉課長 お答えいたします。

寝たきりの人は使うのかと言われると、なかなか使う機会はないのかなと思いますが、この制度につきましては申請があって交付する形ですので、対象人数に入れては、公平性

を保つように全ての80歳以上を対象にしていますが、利用できない、しないのであれば申請がないものとなるのかなと認識しております。

○磯野委員長 8番、逢坂委員。

○逢坂委員 いや、何回も大変申し訳ない。そういうシステムではないと思うのです、僕は。やはりこういういいものを例えばやるとすれば、きちっとそういう線引きはここまではやりますよと。でも、寝たきりの方は大変申し訳ないけれども、タクシー使いませんから、これ普通担架か何かでなければ乗せられないのではないですか、例えば。そういう車はデイサービス、例えばですよ、そういう担架を使って使用できるものであれば利用できると思うけれども、タクシーだよ。ハイヤーですよ、僕が言っているのは。ハイヤーでそれ使いますか、実際に。現実を見てください、現実を。その方々まで全部配って、例えば把握、10人いるか20人いるか僕は分かりませんよ、そういう方々が。そういうのも含めてその全員に与えるというのはいいのですけれども、ハイヤーでそういう寝たきりの方々をどうやって運ぶのですか。

○磯野委員長 木村福祉課長。

○木村福祉課長 お答えいたします。

この制度の対象にはなっていますが、申請があって交付していますので、全ての80歳以上にタクシー券を配っている事業ではないということをご理解いただきたいと思います。

○磯野委員長 8番、逢坂委員。

逢坂委員、同じ質問と同じ答弁の繰り返しになっていますので、気をつけて……

○逢坂委員 いや、僕はちょっと納得できないので、その辺はもう一回検討していただけるような工夫というか、そういうのはないですか。

町長、そうしたら全員配るのは全然結構だと思うのですよ、80歳以上。ただ、そういう状況があるということをやはり考えていただきたいと思いますし私は思うのです。だから、駄目だと言っているわけではないですよ。ですから、そういうもの、きちっとしたものをせっかく去年からこの事業をやっているわけだから、そういうのでやっぱりきちっとした線引きみたいなものはあってもいいのかなと思って言っているわけで、だから駄目だと言っているのではないので、事業自体が。

○磯野委員長 駒井町長。

○駒井町長 逢坂委員のご質問なので、お答えいたしますが、担当課長が申し上げているのは申請があったらというふうに申し上げているので、寝たきりの人はまず申請は上がってこないでしょうということと、それからタクシーですから、委員おっしゃるとおり寝たきりの人は乗せる場所がないので、そういう方は来ないというふうに考えておりますので、元気なお年寄りの足代わりになればと思っておりますので、その辺ご理解をいただき、また何かあればご指導をいただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○磯野委員長 8番、逢坂委員。

○逢坂委員 そういうふうにぜひしていただきたいと思います。

そして、もう一点すみません。昨年この保育士の確保事業ということで今回351万6,000円上がっているのですが、ちょっと昨年のやつを見ると介護サービス基盤整備事業ということで同じような内容、事業内容は保育士の資格取得の補助になっているのから変わったのかなと思うのですけれども、この辺のちょっと説明をしていただきたいなと思いますけれども。

○磯野委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時13分

○磯野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

鈴木健康支援課長。

○鈴木健康支援課長 お答えいたします。

介護サービス資格取得奨励についてはこのままなのですが、介護取得に関わる資金の補助なので、ちょっと保育士さんの部分とは別で当然ですけれども、予算立てをさせていただいているということでもあります。

○磯野委員長 8番、逢坂委員。

○逢坂委員 そうすると、昨年介護サービス基盤整備事業、それから保育士等確保事業ということでそれぞれ2つ分けて上げていますよね。今年この保育士等確保対策事業は一部新規ということなのですが、これを合わせたものということで理解してよろしいのですか。

○磯野委員長 木村福祉課長。

○木村福祉課長 お答えいたします。

今回保育士等確保対策事業一部新規と明記されておりますが、今まで昨年までは保育士の修学資金の貸付金だけの事業ということでありましたが、本年度につきましては保育士の確保に係る認定こども園等の育児休暇等でちょっと人員がぎりぎりの状態ということで、補助員を一部確保するために補助するものを今回一部新規として追加しているところであります。

○磯野委員長 8番、逢坂委員。

○逢坂委員 分かりました。それで、補助する金額というのは1人幾らぐらいですか、予定していますか。

○磯野委員長 木村福祉課長。

○木村福祉課長 お答えいたします。

補助員に関しましては一応2名までということで現在計上しております、1時間単価880円の6.5時間を月25日の12か月分を想定して、その2分の1を補助するという内容で考えております。

○磯野委員長 8番、逢坂委員。

○逢坂委員 その2人補助するというのもうめどがついているということで、それから2分の1ということで幾らになるか、その2点だけ教えてください。

○磯野委員長 木村福祉課長。

○木村福祉課長 お答えいたします。

雇用に関しましては福祉施設のほうで対応するとは思うのですが、一応ある程度のめどはあるということは確認していますが、予算が決定していませんので、その辺はちょっとまだはっきりは分かりませんが、金額につきましては2名分の2分の1で171万6,000円を計上しております。

○磯野委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯野委員長 これで質疑を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時16分

○磯野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4款衛生費、121ページから132ページまで質疑を行います。

6番、船本委員。

○船本委員 予算説明資料にはのっていないのですが、実は羽幌霊園についての質問をさせていただきたいと思いますが、予算書のほうで127ページに霊園の運営事業ということのっていますので、ここで質問させてもらってよろしいでしょうか。

○磯野委員長 はい、よろしいですよ。

○船本委員 それでは、質問させていただきます。

羽幌霊園のまず1点目なのですが、霊園内の道路といいますか、墓と墓の間、管理道路というのですか。その整備というのは、今年の予算関係に何かのっているところであるのですか。

○磯野委員長 宮崎町民課長。

○宮崎町民課長 お答えいたします。

ただいまの件の部分につきましては、特に予算はつけていないような状況です。

○磯野委員長 6番、船本委員。

○船本委員 課長も1年に1回や2回は見ていると思うのですが、その管理道路といいますか、駐車場には墓参りに行きますと車を置いて歩いていくのです、墓まで。そうしたら、その道路が側溝も蓋が割れているとか、側溝がもう土の中へ入って側溝の役目をしていない。さらには、去年あたり見ますと墓を建てるのも今、年に何回かだと思うのです。逆に墓じまいが多いのかなと思っているのですが、墓造っているときに生コン車も入ってい

ます。あの間に生コン車も入れるような幅になっていますので、当然その前に石屋さんが重い石を積んで4トン車ぐらいの車かな、それで積んで中まで入ってくるのです。そして、それが天気のいい日であればいいのですが、天候の悪い日にやってあげますと、どうしてもタイヤの跡がつくのです。そういう跡が天気になってもそのままになっている。さらには、そういうところに雨降った後が水たまりになっているというようなところが結構あるのです。そういうことは気づいていますか。

○磯野委員長 宮崎町民課長。

○宮崎町民課長 お答えいたします。

私直接お話を聞いた部分はなかったのですが、一部でそのような状態にあるというようなことを聞いておりまして、そこはちょっと管理人のほうとも連携取りながら確認をしていたという経過はございます。

○磯野委員長 6番、船本委員。

○船本委員 私からのちょっと提言なのですが、管理人はずっとでなく、お盆近く何か月かですね。その間であれば管理人に、工事やるときには町に届けを出すと思いますので、いつ工事やるか確認して、管理人がいるときは管理人に最初とあと完成したときに確認して、そういう道路になっていけば全部直してもらおうという形にしてはどうかと。そして、管理人がいないときには当然役場のほうに届け出していますので、役場の職員が行って、年に何回かだと思しますので、そういう形にしていきたいと思うのですが、いかがですか。

○磯野委員長 宮崎町民課長。

○宮崎町民課長 お答えいたします。

ただいま委員さんのほうからお話があったように、都度私どもも現地確認をしながら適切に維持管理をしていきたいというふうに考えております。

○磯野委員長 6番、船本委員。

○船本委員 よろしくをお願いします。

それからもう一点なのですが、今無縁仏の遺骨の管理、その無縁仏の遺骨を事務所の中でも管理というのですか、預かっているという言い方がいいのかちょっと分かりませんが、管理事務所も結構数があるという話を聞きました。私は確認はしていません。そのほかに町のほうで合葬墓というのですか、無縁仏入れるような墓があって、それがいっぱい入れられないから、残っているのを事務所に置いてあるのだという話と、もう一つは入れられるのだけれども、遺族が来た場合に困るから、勝手に墓に入れられないから管理しているという2つの説があるのですが、そこら辺どういうようなあれなのでしょう。そして、まず管理事務所に現在何体くらいあるのか教えてください。

○磯野委員長 宮崎町民課長。

○宮崎町民課長 お答えいたします。

現在管理棟の中に保管をしている数量ですが、私認識しているのは3体ございま

す。

○磯野委員長 6番、船本委員。

○船本委員 現在、去年あたりまではまだ数あったのですか、それどのような形にしたのですか。

○磯野委員長 宮崎町民課長。

○宮崎町民課長 お答えいたします。

以前は数量が今申し上げた数量よりもあったというふうに思っていますけれども、ただいま委員さんからご指摘のあった供養塔ですか、ここのちょっと空き状況を見ながら、それまでに保管していた部分について搬入したといいますか、移設をしたといいますか、そういう状況はあったというふうに聞いております。

○磯野委員長 6番、船本委員。

○船本委員 その供養塔というのですか、供養墓というのですか、そこにはまだ入れられるのですか、空きはあるのですか。

○磯野委員長 宮崎町民課長。

○宮崎町民課長 お答えいたします。

これは私の聞いた中でといいますか、認識している範囲の部分なのですけれども、正確な数量は分かりませんが、若干のスペースはあるということは聞いたことがあります。

○磯野委員長 6番、船本委員。

○船本委員 あと、今現在3体と。3体という言葉がいいのかどうか分かりませんが、3体あるのであれば、これは今どういう管理の仕方されているのでしょうか、事務所の中で。

○磯野委員長 宮崎町民課長。

○宮崎町民課長 お答えいたします。

管理棟の中に和室がございまして、その和室の一部のスペースに保管をしているというふうに認識をしております。

○磯野委員長 6番、船本委員。

○船本委員 それは、そのままいつまでも置くのですか。それとも例えば条例が必要かどうか分かりませんが、告示をしていつまで保管しているけれども、来なければそういう供養塔、供養墓というのですか、そういうところに祭らせてもらうというか、というような方法というのはないものなのですか。また、ほかの町村でもこういうケースってあると思うのですけれども、それなかったら羽幌なんかなら数ないですけれども、都会なんかだったらどんどん、どんどん増えるケースというのはあると思う。

例えば前に新聞に出ていましたけれども、刑務所帰りの人たちが亡くなって、市でお寺にお願いしてそういう無縁仏を納骨堂に置いてもらっているというのがもう何十体とあるというような、新聞に、去年あたりの新聞ですか、出ていましたので、羽幌そんなに件数

ないからいいのですけれども、どんどん増えていくとなれば、やっぱり何らかの方法も私はあると思うのです。告示してそういう形に、告示するとなれば条例要るかどうかわかりませんが、条例も何も要らないのであれば告示していつまで遺族の方が来ない場合には供養塔に入れさせてもらうという。そして、整理をしていかなかったら管理するのなかなか、納骨堂で管理するのと違って普通のところで、部屋で管理するの大変でないかな。私は見ていませんから、今年はぜひお盆に見せてもらうというよりも、手を合わせたいと思っています。そこら辺はどのような考えなのでしょう。

○磯野委員長 宮崎町民課長。

○宮崎町民課長 ただいま委員さんからご意見いただいた部分、告示ですとかもろもろ手続のお話しされたかと思えますけれども、その辺については私どもも情報収集したりしながらちょっと今後の対処について考えてまいりたいと思います。

○磯野委員長 6番、船本委員。

○船本委員 最後ですけれども、町長は非常に仏教に熱心な方ですから、現在のこの無縁仏の管理についてどのようにお考えでしょうか。そして、今後どういうようにしようという、お願いします。

○磯野委員長 駒井町長。

○駒井町長 船本委員から霊園の引き取り手はいないのか、3体ある遺骨について答弁を求められましたので、現実として私昨年もということでしたが、すっかり覚えておらずで、確認もしている状況にはなかったかなと、大変申し訳なく思いますが、委員おっしゃるとおり法令等でどういうふうになっているのか、また町として条例が必要なのか、それから無縁なのか、ご遺族がいらっしゃるのか、そういった調査もしながら尊厳といいますか、亡くなられた方のそういったものをきちんとして整理をつけて今後も維持管理に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、担当課とも十分協議をしたというふうに思っております。

以上です。

○磯野委員長 7番、小寺委員。

○小寺委員 それでは、説明資料でいくと12ページ、衛生施設組合負担金事業ということです。予算書でいうと131ページについてお伺いたします。

この負担金、今年ぐんとまた上がったと思います。そして、内容については新一般廃棄物処理施設等の建設事業ということになっていると思います。ただ、これが今年例えばその施設建設事業だけでいうと内訳的には2億3,293万6,000円だと思いますが、衛生施設組合の説明では3か年の工事で、羽幌町の負担だけでいうと10億1,966万1,000円になると。

分かりづらいと思いますので、ちょっと款をまたぐのですが、資料を見るということで228ページに書いてあると思います。継続費なのですけれども、継続費については触れないのですけれども、あくまでもこの衛生費の中での話です。これについては、単年度で

いくと今年は2億4,400万ですけれども、来年についてはその事業だけでいうと4億8,000万、5億近いお金を負担しなければいけないのですけれども、その辺単年度だけの説明ではなくて長期的な面できちんとこの羽幌町議会の中では説明が十分されていないのではないかなと思いましたが、今後の財源、特に地方債を使うということなので、そのやりくりも含めて来年いきなり4億、5億近いお金が衛生費で使われるという説明もありつつ、もう少し詳しく町の負担分について説明していただければなと思えます。

○磯野委員長 宮崎町民課長。

○宮崎町民課長 お答えいたします。

施設組合の負担金事業の中に委員さんおっしゃられた新施設の整備ということで計上しているところがございます。それで、新施設の整備につきましては最終処分場ですとか、それと生ごみの関係の堆肥化処理施設の整備ということで、委員おっしゃられるとおりこれから3か年かけて整備をしていくということで聞いております。

それで、事業費につきましては現在総額で26億9,000万円ほどというふうに聞いておきまして、そこから国の交付金ということで施設組合が申請をしてこれが7億8,000万円ほど。それで、その残りを構成町村3町村で所定の経費率を使って負担をしていくという流れになっています。それで、現在の負担割合は羽幌町が53.3%ということで聞いておきまして、令和3年度につきましては2億3,000万程度、それと令和4年度につきましては委員さんもおっしゃられたように4億8,000万程度、それと令和5年度につきましては3億程度ということで総体で羽幌町の負担分が10億1,000万程度というふうになっております。

それで、財源といいますか、の部分につきましては、現在のところ過疎債を活用しながらということで予定をしているところがございます。

○磯野委員長 7番、小寺委員。

○小寺委員 3か年でやる事業ですので、自分は一番心配はやっぱり財源で、衛生施設組合の説明でも羽幌町の財源の見込みがちよっと難しいので、1年ずらすとか、そういう話も聞いていたのです。調整がうまく、その辺ちよっと説明していただいてもいいのですけれども、自分はやっぱり前もっていろんな形で準備することも必要ですし、特に来年に関しては5億近いお金ということで、過疎債を使うともう決めてしまうと来年以降の事業についてもかなり影響が出てきてしまうのではないかなと思うのですが、その辺はお金に関して影響、再来年ですね、次年度がまだ決まっていないのですけれども、再来年、あと3年計画ですので、羽幌町の影響、ほかの事業への影響というのが自分は大きく関わるのではないかなと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○磯野委員長 大平財務課長。

○大平財務課長 お答えいたします。

今小寺委員おっしゃられたとおりにかなり大きな負担になります。3か年という形で実施することになっておりますけれども、基本的に3町村で構成されている組合として各町村

のほうでこの起債借りるときに例えばうちの町は過疎を使うとほかに負担がかかるので、衛生関係のほうの別の起債を使いますという形にもなかなかないものですから、3町村で副町村長等でも話合いがされまして、基本的には有利な過疎でいきたいと。両隣の町村のほうもそういう判断になりましたので、基本的には今後につきましても過疎で残り今3年度の予算の話ですけれども、4年、5年についても基本的には同じ事業で動いていきますので、過疎債でまずは申請をしたいというふうに考えております。

あと、ほかの事業に対する影響なのですけれども、衛生施設だけではなくて来年度、来年度というか4年度ですね。4年度から今度は羽幌町だけで言いますと島の複合化のほうも始まってきます。そこについても2年度で2か年かけてやる予定になっていますけれども、そちらのほうも基本的には島なので、辺地を使う形ではありますけれども、一部高校部分については辺地使いませんので、そちら過疎になりますので、かなり枠のほうは取られる形になります。そういうような形になりますと、ほかの過疎を使うような事業については、継続してやっている事業については当然途中でやめられませんので、そこはもう過疎を充てながら、ほかの事業については早い段階で複合化の話ですとか、この衛生施設の話も出ていますので、基本的にはもう各課のほうには4年度以降についてはかなり財政的に厳しくなりますので、事業については圧縮するという話もしております。ただ、どうしても回さなければならないような町の経済を回す部分もありますので、突然何かをやめるといことにはなりませんので、あと起債とかがかかるような部分については圧縮をしながら、ただ必要なものについては予算化をしながらこの3年間ですか、やっていく形になるというふうには考えております。

○磯野委員長 7番、小寺委員。

○小寺委員 どうしてもこの負担金に隠れて、隠れてという言い方はおかしいのですけれども、衛生施設組合という組合のことですので、なかなかこの羽幌町議会の中で調査されることですか、特に継続されて結構大きなお金で今後の財政、これから厳しくなるという回答というか、答弁もあったのですけれども、その辺もせつかく今年スタートすることですので、丁寧に衛生施設のやっていることだからではなくて、やっぱり羽幌町の負担金のこともありますし、次年度以降、今年度についてですけれども、それ以降のことにも影響するので、より丁寧な説明の機会をつくっていただいて、組合の議員もいますけれども、それ以外の方、町民も含めてですけれども、やっぱりその年にある年どんと来て、なので厳しくなりましたという説明だけはしないでいただきたいなという願いも含めてですけれども、ぜひ計画的に本当にきっと今後負担金については例えば前の旧処分場、煙突のある、それもかなりの金額がかかって負担も、特に羽幌町も負担が自分は見えます。そのときに10年後でも20年後でも例えば今回のように4億、5億という負担をしてくださいというときに、その分の財政の力ですか、がその10年後、20年後、分からないのですけれども、払える力はどうかと。今なら何とか負担できますけれども、そのためにも今から10年後に向け、20年後に向け、衛生施設組合から依頼があったときにある程

度この余力がありますよということで、もし可能であれば、衛生施設組合のそういう今後の造ったりだとか、壊したりとするための基金も少し考えてもいいのかなというふうには思っています。急にぼんというお金ではなくて、計画的に例えば庁舎建て替えのための、修理とか修繕のための基金があるように衛生施設組合今後も続くと思うので、そういう計画的な運営をしていただきたいなというふうに私自身は思うのですが、もしそれについてあれば、お答えいただければと思います。

○磯野委員長 大平財務課長。

○大平財務課長 お答えいたします。

今小寺委員おっしゃられたとおりに、突然来年度負担という形になりましても、うちだけではなくて両隣の町村も多分困ると思いますので、まずそこにつきましては所管課、うちでいきますと町民課になりますけれども、町民課も通じましてまずは衛生施設組合としてのその解体の考え、いつ頃を予定しているのかですとか、そういうところをまずはきちんと確認をさせていただいて、今回もかなり大きな負担になっておりますので、各町村も同じように何か予定しているときに突然増えますと、なかなかそのときにという形で言われても困る部分もあると思いますので、どれぐらいの時期にどういったことを予定しているのか、そこについては早めにまずは組合としての考え方を示していただいて、あとは構成町村のほうでそれを踏まえてその時期にどういった事業を予定しているのか、予定をしていないのであれば、そこの部分を財源伴いますので、空けておこうという話を3町村でまず連携していただいて、話を進めながら、その財源確保という部分で基金を積んでためておくというのができるのか、そこら辺はちょっと何とも言えないですけれども、場合によっては財政調整基金のほうに少し多く積んでおいて、そこから崩すということも考えられますし、大きな事業さえしないでいけば起債を使う形にはなるかもしれませんけれども、どちらにしてもその事業を予定しているときには、ほかの事業が重ならないような形のことを考えながら、あと財源も確保しつつ対応のほうはしていきたいというふうに考えております。

○磯野委員長 7番、小寺委員。

○小寺委員 組合のほうでは何か基金を積むつもりはないということ言われているので、自分は組合では積まないという方針であれば積めないという話をおっしゃっていたので、それであれば羽幌町だけでも準備するのは全然悪いことではないので、本当に今後10年、20年のスパンで考えていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いします。

続けて違うことでいいですか。

○磯野委員長 いいですよ、続けてどうぞ。

○小寺委員 説明資料の11ページ、一番上、医師確保対策事業についてお伺いします。

かなり前から行っている医師研究資金等の貸付けだと思うのですが、以前数年前に一般質問でも私しました。本当に効果があるのかという話で、その当時はとても先生方には好評ですという話はいただきました。ただ、自分の疑問としてはこの研究資金があるから羽

幌町に行くという先生が実際たまたまというか、羽幌道立病院に来たらそういう資金があったという人が多いのではないかなど。資金があるから来るという先生は少ないのではないですかという問いかけをしたのですけれども、実績ではないですけれども、この事業の意義と現時点での評価、評価が高いから今年も行うとは思うのですけれども、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○磯野委員長 鈴木健康支援課長。

○鈴木健康支援課長 お答えをいたします。

これは、この事業につきましてはちょっと申し訳ありませんけれども、昨年3月だったと思いますけれども、時限だった条例をたしか延ばしていただいたという経過があるのかなと思います。その際も若干説明したかもしれないですけれども、道立病院にしても、天売、焼尻の診療所にしても道立ということで、北海道のほうから募集する際にはやはり相当な武器になっていますというようなお話もありまして、ぜひ何とか延ばしていただけませんかというような申出もありまして、そういうようなこととか、あと本当にそれこそ天売、焼尻診療所の医師の状況とかを鑑みまして、昨年度に条例をさらに延ばしていただいたという状況がありますので、私どもといたしましては十分にこの対策事業については機能をして、さらに道立病院も昨年度は医師9名ということで、近年では常勤医が9名ということで最大の数になっているという状況も踏まえまして必要といたしますか、十分に機能を果たしているというふうに理解をしているところであります。

○磯野委員長 7番、小寺委員。

○小寺委員 議会の町民アンケートでも医師確保対策というのは皆さんが本当に必要で今後大切だという、全体の中からもかなり高い意識、町民の不安ですとか必要性の部分においては高いところにあります。ぜひ時限がずっと恒久的にというのはもちろんそうなのですけれども、より時代に合わせた内容についてもっといい提案があればどんどんそれを直していく、もっといいサポートができることを含めて考えていっていただきたいという面で質問をさせていただきました。

それと、これもまた私の一般質問の中で自分はいろんな提案をしたのですよね、そのときに。そうしたら、答弁の中で今後医師がたくさん、もうあふれるとは言いませんけれども、きっと国の地方枠ということをおっしゃっていたと思うのですけれども、それのおかげであと数年すれば医師が私が提案したような事業をしなくてもどんどん来るから大丈夫なのだということで数年たったのですが、一体たくさん本当に現状で来ているのでしょうか。自分は来ていないのではないかなと思うのですけれども、町長どうなのでしょう。

○磯野委員長 鈴木健康支援課長。

○鈴木健康支援課長 先ほどちらっと言いましたけれども、例えばですけれども、道立病院の状況でいきますと常勤医が6名だった年、7名だった年ございまして、8名、9名と。今年度は9名になっているということで急激に倍になるとか、そういう状況ではありませんけれども、着実に増えているという状況にはあるというふうに理解しております。

○磯野委員長 7番、小寺委員。

○小寺委員 そのときの答弁は町長がされたのですけれども、そんなに私がやるほど、あと数年待てばいいのだと。自分数年今待った段階で本当に何もそういう対策、違う対策を選ばなくても来ている状況ではないのではないかなと思っているのです。ということは、やっぱり数年前に答えたことが、それは国の事業だと思うのですけれども、うまく地方に医師が配分されていないというのが今の現実なのではないかなと思うのですけれども、やっぱりその数年前とは、数年前町長が思っていたとおりに今なっていないということによろしいですね。だから、今も継続してそういう確保対策を今年も行っていると。そして、新たなものではなくて継続してやっているという自分は認識なのですから、やっぱりもっともっと羽幌の地域にお医者さんが数年前に予想していたものと比べて来ていないのではないかなと思うのですけれども、その辺の現在の状況の分析、見解を教えてくださいと思います。

○磯野委員長 駒井町長。

○駒井町長 分析と状況ということですが、まず北海道立羽幌病院ということで道が担っていただいておりますことなので、私から評価とそういう部分では申し上げられませんので、人数が増えなかった部分については委員おっしゃるとおり国の制度も随分変わったように、このコロナの説明の中でもそういうことが出ていますので、そういうことかなと。

それから、増えると言った根拠は当然地域枠といいますか、そういった医者が大学へ入っているのです、卒業する頃にはそういう方がどんどん出てくるよという説明を受けておりましたので、そういうふうなことが起きるのかなという説明で申し上げたところでございます。

また、今後につきましてもどれだけの金額といいますか、お金を使えるのか、委員も先ほど申したようにいろんな事業の中で使える枠というものは限られておりますので、工夫しながらまた使い道等が出たときにはご相談をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○磯野委員長 7番、小寺委員。

○小寺委員 自分は数年前の読みと数年たった今現実は大分違っていただかないかなというふうに思います。ぜひ今後もこの事業については、よりいいことがあればどんどんいろいろ調べたりですとか反映できる、予算も限られているというお話もしましたが、その範囲の中で町民が安心して暮らせる医療体制を町としてバックアップしていただければなというふうに思います。

○磯野委員長 ほかに衛生費で質問はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯野委員長 なければこれで質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時00分

○磯野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5款労働費、質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯野委員長 これで質疑を終わります。

次に、6款農林水産業費、135ページから150ページまで質疑を行います。

9番、舟見委員。

○舟見委員 それでは、質問させていただきます。

焼尻めん羊牧場管理運営事業について、予算書の139ページ、説明書の12ページ、前年度3月定例会開催時において頭数の大きな差違が確認され、500頭強から180頭であるとの報告がなされました。令和2年11月末現在197頭という飼養頭数であるとの確認も取れました。担当課の担当課長はかなり伊藤課長をはじめとして大変苦勞されたと思います。

そこで質問いたします。令和2年度予算、めん羊牧場管理運営事業です。1,991万4,000円で、これ令和2年度ですね。令和3年度予算が1,235万5,000円と減額されていますが、これの大きな原因は何でしょうか。

○磯野委員長 伊藤農林水産課長。

○伊藤農林水産課長 お答えいたします。

大きな要因といたしましては、今年度備品購入の部分ですとか、あと委託料の部分として柵が壊れたということで更新を行っておりまして、その費用が数百万円というのがありましたので、新年度につきましては大型の備品購入ですとか、そういう部分がありませんので、かなり下がったという状況にあります。

○磯野委員長 9番、舟見委員。

○舟見委員 分かりました。そこで、屠畜の関係です。今年は屠畜料として予算計上されていますが、新年度の予算には屠畜料がないということは、屠畜ではなくて要するに生体で出荷されるということでよろしいですか。

○磯野委員長 伊藤農林水産課長。

○伊藤農林水産課長 お答えいたします。

今年度は屠畜の部分に関しまして当初委託料でつけておりましたが、ちょっと科目の部分で修正させていただいて、役務費のほうに移したという経緯があります。新年度につきましては、役務費の中でその部分見えておりますので、これまでと同様に進めていくということで考えております。

○磯野委員長 9番、舟見委員。

○舟見委員 それと、種畜の導入をするということで予算が計上されておりますが、雄雌

何頭ぐらいの導入予定かお聞きします。

○磯野委員長 伊藤農林水産課長。

○伊藤農林水産課長 お答えいたします。

予算といたしましては、雄一応2頭ということで見込んではおりますが、こちらにつきましては生まれた子羊等の生育状況ですとか、その辺を踏まえて最終的に新しい血を入れるかどうかという判断を現場とも協議をしながら進めていきますので、一応予算としては2頭は見ておりますが、必ずしも導入するという事で確定しているものではありません。

○磯野委員長 9番、舟見委員。

○舟見委員 そうしたら、確定ではないということなのですから、もしこれを導入するとしたら、どこから導入される予定でしょうか。

○磯野委員長 伊藤農林水産課長。

○伊藤農林水産課長 お答えいたします。

そこにつきましても今後現場ですとか、あとはめん羊協議会等とも相談をさせていただきながら、どこの羊がいいのかといった部分はその導入するときに判断したいなというふうには考えております。

○磯野委員長 9番、舟見委員。

○舟見委員 アドバイスをいただきまして、もし導入されるのであれば、血統の関係でやっぱり雄のほうが多めに導入したほうがいいのではないかとアドバイスをいただいたのです。これについてはどうでしょうか。

○磯野委員長 伊藤農林水産課長。

○伊藤農林水産課長 アドバイスをください……

○磯野委員長 9番、舟見委員。

○舟見委員 言い直します。専門家の方にちょっとお聞きしたところ、血の関係です。雄雌をほかから入れるということは、要するにだんだん近親になるので、それで雄のほうが何十頭も交配できるから、入れるのであればやっぱり雄のほうが有効的ではないかというふうなことで今質問させていただいています。すみません。

○磯野委員長 伊藤農林水産課長。

○伊藤農林水産課長 お答えいたします。

私どもといたしましても、基本的に近親交配をできるだけ避けていくというところで雄の導入ということの基本には考えておりますが、必ずしも雄だけがいいということにもならない場合もありますので、そこにつきましては現場とも、あとはめん羊協議会とか、そういう部分も、ご意見も伺いながら最終的にはどういう形がいいのかというところは判断していきたいなというふうには考えております。

○磯野委員長 9番、舟見委員。

○舟見委員 それと、一番聞きたいのは今現在が197頭ですよね、11月末現在で。それで、どのぐらいの頭数まで増やす予定でいるのかなということちょっとお聞きします。

○磯野委員長 伊藤農林水産課長。

○伊藤農林水産課長 お答えいたします。

最終的な目標という部分で明確に現在定めているものはありません。もともと指定管理から直営に戻るといったときには、その増頭というところら辺も踏まえて直営に戻したという経緯ありますが、委員御存じのとおり頭数の乖離という問題等もありましたので、そこについては一旦立ち止まるというか、そういう形でこれまでも説明させてもらっているかとは思いますが。昨年の8月の24日の常任委員会におきまして、今後の目標ということで令和5年までの目標頭数を示させていただいておりますが、現状3名の体制で飼育しておりますので、そこら辺を踏まえて令和5年度の年末の目標としては大体250頭くらいを大体1人当たり80頭前後というところで適正に管理できる部分を一応そこまでの目標としては定めている状況にあります。

○磯野委員長 9番、舟見委員。

○舟見委員 それでお聞きしたいのですが、現在の任用職員の数をちょっとお聞きしたいです。

○磯野委員長 伊藤農林水産課長。

○伊藤農林水産課長 お答えいたします。

現在は3名を雇用しております。

○磯野委員長 9番、舟見委員。

○舟見委員 その任用職員3名の方の労働時間の管理とか、過重労働になっていないか。それは、なぜ聞くかといいますと、以前の一般質問の中で金木委員が暴行事件の件を言われていたものですから、その点についてちょっとお聞きしたいです。

○磯野委員長 伊藤農林水産課長。

○伊藤農林水産課長 お答えいたします。

3名ということで雇用はしておりますが、その時々によって特に出産時期、今月、先月等につきましてはやはり夜勤等も出てきておりますので、一時的にその勤務の時間が延びるということはもちろんあるかと思えます。そういった場合につきましては、時間外業務ということで賃金はもちろん発生しておりますし、あとはできるだけシフトを組みながら休みも取れるようにということでのお話はさせていただいておりますので、過重労働がないかどうかといった部分については正直ある部分もあるかとは思いますが、その辺はできるだけ配置されている人員の中で無理のない形でできるようにということでは考えてはおります。

○磯野委員長 9番、舟見委員。

○舟見委員 再度似たような質問になるのですが、その任用職員3名の方々の経験年数というのはどのぐらいになるのでしょうか。

○磯野委員長 暫時休憩します。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時11分

○磯野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

伊藤農林水産課長。

○伊藤農林水産課長 お答えいたします。

一番経験年数の長い者で現在4年目に入っている者、あとそれ以外につきましては今年目ということでもあります。

○磯野委員長 9番、舟見委員。

○舟見委員 一番長い方で4年。

○磯野委員長 伊藤農林水産課長。

○伊藤農林水産課長 はい、4年目に入っております。

○磯野委員長 9番、舟見委員。

○舟見委員 次のそうしたら2人の方が何年ですか。

○磯野委員長 伊藤農林水産課長。

○伊藤農林水産課長 今1年目であります。

○磯野委員長 9番、舟見委員。

○舟見委員 そうしたら、2人の方が本当1年目ということは見習みみたいな形の認識でよろしいでしょうか。

○磯野委員長 伊藤農林水産課長。

○伊藤農林水産課長 見習かどうかといった部分につきましては、正直表現がちょっと自分のほうとしてもどういうふうに申し上げていいのかわかりませんが、1年目とは申しましてもその個々の吸収力によって、自分が見ている限り、あとは聞く限りでは十分に働いていただいているという認識でおりますので、決して私どもとしてはその見習というような形で見ているというところはありませんので、ご理解いただきたいと思います。

○磯野委員長 9番、舟見委員。

○舟見委員 表現がちょっと適切でなかったかもしれませんが、すみません。それでは、なるべく今現在いる方々が長く勤められるような体制をつくっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○磯野委員長 伊藤農林水産課長。

○伊藤農林水産課長 お答えいたします。

委員おっしゃるとおり長く働いていただくことでももちろん経験も積まれて、そういう作業的な部分も十分にメリット等も出てくるかとは思いますが、ただ、やはり働き方、個々の考え方という部分で申し上げますと必ずしもずっといるということでは考えられているかどうかといった部分につきましては、やはりそれぞれの方の将来設計もありますので、どういふふうな形にはなるかわかりませんが、できるだけ長く働いていただけるように

は当課としてはいろいろなサポート等も今までもしてきているつもりでもありますし、今後におきましてそういう形でやっていきたいなというふうには考えております。

○磯野委員長 9番、舟見委員。

○舟見委員 町民にとって、我々町民にしても自信持って羽幌にはサフォークがあるのだと言えるような事業にさせていただきたいし、肉にして町民還元とかは考えていないのでしょうか。

○磯野委員長 伊藤農林水産課長。

○伊藤農林水産課長 お答えいたします。

町民還元ということで今ご質問がありました、今年度につきましても町民の方に町内に半額で提供したりですとか、肉を商店のほうに卸させていただいておりますので、満足いくかどうかは別といたしまして、少なからず町民の方に還元はなされているのかなというふうには思っております。

○磯野委員長 9番、舟見委員。

○舟見委員 ありがとうございます。

最後に、ちょっと町長のほうからこの事業に対しての思いをいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○磯野委員長 駒井町長。

○駒井町長 昨年頭数誤りが発覚し、大変ご迷惑をおかけして、ご不安も与えたかなと、改めておわびを申し上げます。

当事業は当町におきまして離島の振興という思いありまして、今後とも続けてまいりたいというふうに思っておりますし、ご指摘のような職員の健康管理だとか、労働管理につきましても改めて十二分に配慮させるように相談したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○磯野委員長 1番、金木委員。

○金木委員 めん羊事業に関わって140ページの一番最後に出ています飼養者育成事業についてです。

これは今年度もついていたのですが、結局コロナ等の影響で見送りされたのかなと思いますが、次年度うまくいけばどのような事業内容で行おうとされているのか、簡単に結構ですので、その計画内容をお願いいたします。

○磯野委員長 伊藤農林水産課長。

○伊藤農林水産課長 お答えいたします。

次年度のめん羊飼養者育成事業ということで、酪農学園大学との連携事業ということでありますが、次年度につきましても今年度予定しておりました部分と基本的には大きく変わりはありません。予定といたしまして毛刈りに関しての部分、あとは草地調査の部分、あと分娩の部分ということで、基本的な内容につきましては今年度予定していた部分と同じであります。

○磯野委員長 1番、金木委員。

○金木委員 時期的なところとか、受入れしようと思っている人数だとか、あと旅費や宿泊費等は当然見ておられるのかなと思うのですが、手間賃といいますか、報酬とまでは言いませんが、ある程度の仕事をやっていただく上でのその労賃といいますか、そのような考え方についてはどうなのかお聞きします。

○磯野委員長 伊藤農林水産課長。

○伊藤農林水産課長 お答えいたします。

まず、事業の時期という部分に関しましては、毛刈りについては可能であれば4月、5月くらいということで予定はしております。ただ、コロナ禍という中でその部分について、実施できるかどうかといった部分については現在酪農学園大学とも協議を進めている中でありますので、そこら辺はちょっと今後の推移、状況を見ながらということになるのかと思います。

あと、草地調査につきましても4月と、あと途中もう一回来ていただきまして、その焼尻めん羊牧場における土壌の状況とかを確認していただいているということで、こちらについても継続してということで考えています。

草地調査につきましても、大人数で来るということではなかなかないので、よっぽどのがない限りは進めていけるのかなというふうには思っています。

あと、分娩事業ということで、こちらについては1月、2月くらいになるのかなとは思っておりますが、やはり分娩となりますとなかなか現場でも大変な部分もありまして、学生さんが来ていただいて助かっている部分もあるのですけれども、やっぱりサポートし切れないという部分も必ずしもないわけではありませぬので、こちらについても学園側と十分な協議を持ちながら進めていきたいなというふうには考えています。

あと、来ていただけることによつての手間賃というようなお話がありましたが、この事業につきましてもその大学側としても学生ですとか教授の研修の場として牧場を活用していただくということと、当町といたしましては、大学の持つ技術ですとか労力を受けることで少しでもそういう部分を解消できればということで、基本的にはウィン・ウィンな関係で進めているという認識でありますので、手間賃というか、その報酬的な部分は当町としては考えてはおりませぬ。ただ、来ていただくことで少なからずということでありませぬけれども、旅費を支給させていただいて、費用が極力負担のない形で来ていただいているという状況にはあります。

○磯野委員長 4番、阿部委員。

○阿部委員 舟見委員のほうにちょっと関連して質問させていただきます。

予算書の139ページの焼尻めん羊牧場管理運営事業についてお聞きします。令和3年度の管理運営事業費については1,235万となっておりますけれども、こちらについては人件費等は含まれておりませぬので、人件費含めた牧場の管理運営費お聞きしたいと思います。

○磯野委員長 伊藤農林水産課長。

○伊藤農林水産課長 お答えいたします。

人件費につきましては13款ということで、本年から会計年度任用職員ということで予算科目が変わっております。この部分を含めると、令和3年度については2,650万程度くらいになるかというふうに思っております。

○磯野委員長 4番、阿部委員。

○阿部委員 直営になってから次で3年目になりますけれども、それ以前は指定管理の時代がありまして、そのときの指定管理料がたしか一千四、五百万だったと思いますけれども、その当時とそのときは人件費も含めて赤字分という形で指定管理料になっていましたけれども、その当時と比較して現在この牧場の管理運営費が増えているのかどうかお聞きしたいと思います。

○磯野委員長 伊藤農林水産課長。

○伊藤農林水産課長 お答えいたします。

指定管理という部分でこれまでの予算の状況がどうかというご質問かと思えます。指定管理最終年度における予算の状況として、単純にこの焼尻めん羊牧場管理運営事業だけで見られないものですから、ちょっとご説明させていただきますが、指定管理時代には基本的となるそのめん羊牧場の運営事業の予算と、あとはその地元商店に肉を卸していた部分を別で補助という形で出していたですとか、あとは人件費的な部分も含めて地域おこし協力隊という部分で予算を持っていたりですとか、そういった部分を含めて平成30年度につきましては2,600万くらい予算として見ておりました。そこからR1、R2ということで直営になってきておりますけれども、R元年度では約3,300万くらい、R2年度では3,400万くらいで新年度2,650万程度ということで歳出についてはそういう形にはなっております。

○磯野委員長 4番、阿部委員。

○阿部委員 単純な比較というのは難しいところもあるのかもしれないですけれども、やはり直営になったことで支出する部分というのは増えてきているのかなとも思いますけれども、一応令和3年度のめん羊の売払い収入が417万を見込んでいますと思いますが、その辺民間的な考えで言えば、やはりその売上げを伸ばしていかないといけないわけですね。何かそういった形というのが見えてきませんが、その辺の考え方というのはどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

○磯野委員長 伊藤農林水産課長。

○伊藤農林水産課長 お答えいたします。

まず、経費が伸びているというような阿部委員からのご指摘もあったかと思うのですが、ちょっと自分の説明不足もあったのかもしれませんが、指定管理時代につきましては歳入といった部分が一切ありませんので、歳出1本出して終わりという状況にあります。直営になりますと歳入等が入ってきますので、そこを含めると必ずしも伸びているというこ

とではなく、平成30年度歳入歳出を含めて考えますと平成30年度は2,600万程度ですが、R3年度につきましては歳入を差引きしていきますと2,250万くらいになりますので、そういう意味では伸びているという部分ではない部分もあるのかなとは思っています。

あと、歳入を増やす方策というようなたしかご質問だったと思います。これまでの説明させていただいておりますとおり、今やはり飼養頭数の乖離等もあって、母羊となる部分が落ちているという状況にありますので、説明した中でもちょっとしばらくの間は雌羊の出荷を抑えて、子供を産める母羊を確保したいということでご説明させていただいたかと思えます。R2年度、今年度につきましては100頭くらい生まれた中で50頭くらいを残しているという状況にありますし、R3年度につきましても100頭くらい見込んでいり中でまた半分の50頭程度くらいは抑える形で、ここ一、二年、3年くらいは出荷の頭数が減っているという状況にありますので、おのずと歳入も減っているかなと思えます。ただ、今年度残した母羊が来年からは子供を産むことができるという状況にありますので、そこについては確実に増えていくだろうというふうには考えておりますので、今よりは歳入といった部分では少なからず伸びていくのかなとは思っています。

また、それ以外の部分ということで、売るということに関しては現状その単価という部分が出てきますので、そこら辺も今の単価でいいのかどうかといった部分は今後内部でも考えていかなければならないのかなと思っておりますし、または今以外のその出荷先という部分も問合せがある中でなかなかやっぱり出荷の頭数が抑えている関係で対応できていない部分もありますので、そこら辺も広げていけられるかどうかといったところら辺も今後は考えていかなければならないのかなというふうには思っております。

○磯野委員長 4番、阿部委員。

○阿部委員 今課長のほうから今後の計画的な部分お聞きしまして、先ほどは舟見委員の答弁の中にありましたように令和5年ぐらいには250頭ぐらいでずっと管理していきたいということですが、羊舎建て替えの時期以前聞いたかと思うのですが、羊舎建て替えの時期とその予定している建て替えの金額もし分かれば、教えていただきたいと思えます。

○磯野委員長 伊藤農林水産課長。

○伊藤農林水産課長 お答えいたします。

公共施設マネジメント計画上で一番早く関係してくるのがR9年度になってくるのかなと思っております。その中で羊舎の部分でそれぞれ出てきまして、R9年度では100万程度で、R10年度で2,000万程度、その翌年で600万程度という形でそれぞれ管理舎、乾燥舎とかいろいろありますので、そういった部分で出てくる予定ではおります。

○磯野委員長 4番、阿部委員。

○阿部委員 全て、では合わせると2,700万ぐらいということではよろしいのでしょうか。

○磯野委員長 伊藤農林水産課長。

○伊藤農林水産課長 すみません、資料をちょっと見落としておりました。その翌年、R12年度でも180万程度で、その次R13年度で3,000万くらいの一応予定としてはあります。4,000万くらいです。最後R14年度で1,000万くらいということで、公共施設マネジメント上では一応そのようにはなっております。

○磯野委員長 4番、阿部委員。

○阿部委員 全部トータルしていくと7,000万くらいになるのかなとも思いますが、ということでもいいのですよね。全て完成ということになるのですか。

○磯野委員長 暫時休憩します。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時31分

○磯野委員長 休憩前に続き会議を開きます。

伊藤農林水産課長。

○伊藤農林水産課長 すみません、何度も申し訳ございません。もう一段枠の部分ちょっとご説明するの忘れていまして、トータルでいきますと2億5,000万くらいです。すみません、もう一つR15年度からの部分がちょっと抜けておまして、申し訳ございません。

○磯野委員長 4番、阿部委員。

○阿部委員 トータルでいくと2億5,000万ということですので、先ほど町長の答弁からでは離島振興という部分と今後も継続といった言葉もありましたので、当然こうした金額で今後も継続していくかと思われまますけれども、先ほど売払い収入の部分で今後どう伸ばしていくのかという話ししましたが、一般の企業であったらその売った売上げの中から建物にかかるお金を返していくわけですが、どうしてもその行政で建てるものというのは、その部分はそれほど見ていないのかなという、建てたら建てっ放しで、あとはその必要となる経費のほうに回っていくぐらいなのかなとも思いますが、その辺の今後の売払い収入の部分で考えれば、ある程度計画も立てなければならぬのかなと。せめて人件費部分ぐらいは賄えるようにだとか、この部分ぐらいは賄えるようにとか、ある程度計画立てたほうがいいのかとも思いますが、そういった考えというのはどのようにお持ちなのかお聞きします。

○磯野委員長 伊藤農林水産課長。

○伊藤農林水産課長 お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、基本的な部分としてはその歳入と歳出合わせられればもちろん一番いいのかなとは思っております。ただ、焼尻めん羊牧場につきましては、地域に対するその畜産振興といった部分も踏まえて当初から開設してきているという部分があります

ので、一概にその歳入歳出だけを合わせていいのかという部分も一方であるのかなとは思っています。そういった意味では、委員おっしゃるとおりその人件費部分くらいまでは最低限伸ばしてはどうかというようなご指摘もありましたが、当課としてもできるだけ歳入の部分については増やしていきたいという部分はありますし、今後の計画という部分で申し上げますと、やはり委員会の中でもご説明させてもらったとおり、まだ乖離の問題等もあって安定した生産が今できていないという状況にありますので、そこら辺を最低でもR5年くらいまでは見ていただいた中で、その先という部分についても先ほどの公共施設マネジメント上の計画の部分にも絡んできますので、そのまま進んでいいのかどうかといった部分は考えていかなければならないのかなというふうには考えております。

○磯野委員長 4番、阿部委員。

○阿部委員 やはり先ほど舟見委員のほうからも町民還元という言葉が出ましたが、どうしても町民にしてみれば牧場の管理運営費がかなりかかっているだろうといった声もありますし、今後のその施設建て替えという部分も出てくると余計風当たりが強いといたしますか、そういった批判の声というのも当然出てくるとは思うのですよね。例えばそれだけかかっているけどこの町にとって本当に必要なのだよ、それがあってによって離島振興、離島観光という部分に結びついているのだとか、あとふるさと納税のほうでもかなり使われていますし、ある程度そういった部分で必ずしもデメリットだけではなくて、メリットの部分もあるのだよということが出てくれば町民の皆さんもある程度は理解していただけると思いますので、そういった部分何かこのめん羊牧場に関しては本当に牧場をただ管理運営しているという部分でしか見られないと思いますので、できるだけふるさと納税であったり、観光の部分と連携を取りながら考えていくべきだと思いますけれども、改めてその辺の考えをお聞きしたいと思います。

○磯野委員長 伊藤農林水産課長。

○伊藤農林水産課長 お答えいたします。

今委員おっしゃるとおり、トータルとして羽幌町にとってこの牧場がどうなのかといった部分はもちろん町民の方に理解していただく必要はあるのかなと思っています。先ほど言ったその歳入に関しては、単純に当課としてめん羊を売り上げているその部分であって、この先ほどの金額にはふるさと納税で入ってきた部分というのは入っておりません。そういった部分ですとか、あとはこれまでご説明させていただいておりますとおり、少なからず離島振興、あとは本町における観光振興といった部分に貢献はされていると思いますので、そういった部分をどういう形でお示しできるのかといった部分が正直まだ難しい部分がありますので、そこら辺をどういうふうに町民の方に理解していただけるかといったのを踏まえてトータルとして焼尻牧場の運営という部分は考えていきたいなというふうには考えております。

○磯野委員長 4番、阿部委員。

○阿部委員 めん羊牧場についてはこれで終わりたいと思うので、別のことを聞きたいの

ですけれども、関連はいいですか、ないですか。

○磯野委員長 いや、やってください。

○阿部委員 説明書の13ページ、水産業振興奨励事業で新たに密漁防止のため天売、焼尻港のほうには防犯カメラを設置するということですので、設置する台数は何台ぐらいになるのか教えていただきたいと思います。

○磯野委員長 伊藤農林水産課長。

○伊藤農林水産課長 お答えいたします。

設置する台数につきましては、天売、焼尻それぞれに各1台ということで予定をしております。

○磯野委員長 4番、阿部委員。

○阿部委員 各1台ずつということで、あと羽幌港のほうにも防犯カメラはあったと思いますが、そちらは何台になるのかお聞きしたいと思います。

○磯野委員長 伊藤農林水産課長。

○伊藤農林水産課長 お答えいたします。

そのほか漁協さんから確認している中では羽幌にも1台あるというふうに確認をしております。

○磯野委員長 4番、阿部委員。

○阿部委員 羽幌に1台ということで、以前一般質問の中で密漁防止対策といったことを質問させていただきまして、その後若い漁師さん方なんかはかなりその密漁対策、防止対策というものに力を入れているといった話も聞いています。その辺町として、行政としてどういったことができるのか、その辺もお聞きしたいなと思います。

○磯野委員長 伊藤農林水産課長。

○伊藤農林水産課長 お答えいたします。

密漁防止対策ということで、昨今暴力団等による資金源の確保というところでナマコの密漁ですとか、そういった報道もされております。当町といたしましても、そういった部分をできるだけ避けたいという部分ではありますが、なかなか私ども町側の行政だけという部分ですとか、漁協さんだけというようなところでは正直相手という部分もありますので、難しい部分が非常にあるのかなとは思っております。そういうところら辺で警察のほうとも、あとは海上保安庁のほうとも、管内の中で密漁防止対策協議会的な部分で議論も行われておりますので、今後におきましても積極的に参画をさせていただいて、町としてどういう形でサポートできるのかと、費用的な部分なのか、人的な部分なのかも含めてそういう会議の中で議論された協議を踏まえて対応していきたいなというふうには考えております。

○磯野委員長 4番、阿部委員。

○阿部委員 いろいろな機関等とも連携しながらこうしたものは対策していかなければならないと思いますけれども、課長おっしゃるように行政だけでは簡単にできない部分等も

ありますので、その辺今回天売、焼尻に1台ずつ防犯カメラを設置するという事で、羽幌にも今現在1台設置していますけれども、今後より対策を強化するために増やすのか、この1台ずつで十分防犯、密漁防止対策になるのか、その辺もお聞きしたいと思います。

○磯野委員長 伊藤農林水産課長。

○伊藤農林水産課長 お答えいたします。

現状といたしましては、組合さんとしてこの羽幌に設置されている部分も踏まえて天売、焼尻にも1台ずつ設置したいというご要望がありましたので、予算として上げさせてもらっております。これが足りるのかどうかといった部分については、これからのその密漁の今後の状況にもよってくると思うのですが、そこら辺は適宜組合さんとも協議しながらさらに増やしたいというようなご要望があるのであれば、そこら辺はまた当課としても受け止めて、あとは最終的な予算という部分になりますので、確約はできないものの積極的に要望は聞いていきたいなというふうには思っております。

○磯野委員長 4番、阿部委員。

○阿部委員 ぜひとも漁協さんであったり、漁業者さんの声を聞いていただきたいと思いますので、町長が1次産業を第一に考えていますので、その辺改めて町長の密漁防止対策ですよね。取られてしまったら漁師さんの売上げが減るわけですから、いろいろ被害を受けるわけですから、その辺町長として当町の水産業を守るという部分で改めてお考えをお聞きしてやめたいと思います。

○磯野委員長 駒井町長。

○駒井町長 阿部委員のほうから当町における密漁対策についてどう考えるかというご質問をいただきましたので、答弁させていただきます。

私が就任してから随分とこの問題がクローズアップされておまして、町村会に出てもご指導をいただきまして、各町村長からです。ある町では穴を掘ると。すると、タイヤがすんと落ちて動けなくなると、そんなような状況。あるいは丸太を置くというような状況で随分勉強させていただきました。そして、一番は課長からも話したように、危険な集団であるということで各町村ともそばへ行くなと、見つけたら携帯があるのだから、携帯ですぐ連絡を取り合えということ。それから、今ご質問のありましたカメラにつきましては適時必要な部分、さらに必要であればまた予算の関係でやらなければならないし、去年でしたか、おとしでしたか、年数は忘れましたが、それから羽幌だったか旅だったかちょっと分かりませんが、聞いた話によりますと港の中に隠れていたというような状況もあったようでございます。そうなりますと、先ほど言った穴だとか木材だとかと邪魔にする、そういったものも当然効かないということと、そういうことになれば警察のほうに頼むということになりますので、当町では留萌海上保安部がありますのと、それから道警の羽幌署がありますので、そちらのほうにも行くたびに寄らせていただいて、当町での漁業の状況、そういったものもお話ししながら取締り等もお願いするという事をしておりますので、今後とも継続して漁業の方の声も聞きながらお声を回報なり警察署に

届けるような努力もしたいと思っておりますので、またご指導をいただければと思います。

○磯野委員長 8番、逢坂委員。

○逢坂委員 先ほど舟見委員と阿部委員の関連になるかなと思うのですが、めん羊牧場の管理運営事業についてですが、先ほど種畜の導入については162万6,000円という金額が予算計上されて、中身課長のほうからも随時説明も聞きました。雄2頭購入予定ということでございます。それから、それは時期とか、そういうものはまだ決定されていないと。それから、種類も決定されていないと。どういう種類を入れるかと。平成29年にニュージーランドから5頭たしか種畜で入れていると思うのですけれども、そういうのを含めていつ決定を、種畜導入をされるのか今のところまだ分からないということですが、これ新年度になっていつ頃までそういう結論は出せるのかなという質問ですが。

○磯野委員長 伊藤農林水産課長。

○伊藤農林水産課長 お答えいたします。

まず、種畜の導入に関しまして160万くらいということのお話がありましたが、この160万全てが種畜導入にかかる費用ではありませんので、あくまでも種畜導入にかかる費用としては55万程度くらいということで予定しておりますということをご説明させていただきます。あと、いつまでということでの話がありましたが、基本的には前回入れたようなニュージーランド産とかということではありません。道内が基本的になるのかなというふうには思っております。

あと、いつまでというところでは、秋ぐらいからは種つけというか、そういう動きが出てくるということになりますので、遅くともそこまでには決定をしてもし入れるとすれば、入れていくのかなというふうには考えております。

○磯野委員長 8番、逢坂委員。

○逢坂委員 そういう場合にもし決まったら、その農林水産課独自でこういうふうに入れたという部分については議会に報告等はないという、報告されるつもりはない。

○磯野委員長 伊藤農林水産課長。

○伊藤農林水産課長 その種畜を入れたかという部分だけを議会のほうに報告というお話であるのであれば、私どもとしてはそこだけを説明してくださいということならもちろん説明はいたしますけれども、そこについては最終的にご要望があるのであれば対応はさせていただきますというふうには思っております。

○磯野委員長 8番、逢坂委員。

○逢坂委員 ぜひ報告できる範囲で所管の、私所管ですので、ぜひご連絡をいただければと思います。

それで、全体的な事業ということで、先ほど阿部委員からも今後のめん羊運営について私も12月に一般質問した経緯も実はあるのですけれども、これからめん羊直営になって、2年目、3年目になって将来飼養頭数も増やし、あるいは町民還元もしていくことは前から一般質問の中でも町長の答弁もありました。このめん羊牧場について、事業費も

含めてこれいろいろと年々増えていくという可能性というのは、あるいはそういう計画、見通し、今現在2,500万、3,000万ぐらいで終わっていると思うのですが、今後施設とか、そういうものの建て替えとか、草地の改良とか、例えばですよ、そういうものにだんだんお金がかかってきて、確かに観光資源、畜産振興、そのためにめん羊は必要だということはもちろん一般質問の中でも答弁はいただいています、町の考えとしてそういうものを含めて、あまりにもそういう町民還元にもあまりならない、観光資源としてもならないような状態になったときにお金を税金ばかりを投入してやるのがどうかなという私は心配しているのですが、今現在の考えとして例えば今従業員3名雇用して、順序よくいってくれば大変いいのかなと私は思っていますけれども、その辺の見通しについて今現在の状況で結構ですので、先ほどとちょっとダブると思うのですが、教えていただければ。

○磯野委員長 伊藤農林水産課長。

○伊藤農林水産課長 お答えいたします。

逢坂委員のおっしゃっていることが、今後の焼尻の運営の方向性というところなのかなというふうには思っておりますが、先ほど阿部委員の中でもご説明させていただいた部分で、公共施設マネジメント計画上一番最初に到来してくるのがR9年度でスタートして、総体的にはご説明させていただいたとおり2億5,000万円くらいということでこの計画上ではなっております。ただ、この計画といたしましては頭数の乖離の問題等が発生する部分でつくられている部分でもありますので、必ずしもこの費用が全てかかるかどうかといった部分もまずあるのかなと思います。ただ、いずれにしてもそのR9年度来る前には現状の3名体制で運営して昨年の常任委員会のほうでもご説明させていただいたとおりR5年度くらいまでの状況を見据えつつ今後の方向性といったところでそういう離島振興、観光振興等も含めてどういう方向性がいいのかといった部分は、やはり施設の大規模改修時期が到来する前には一定程度の方向性は示していかなければならないのかなと思っております。その中にあるのは、その収支的な部分とかも含めて一定程度の材料としてお示しした中で検討していかなければならないのかなというふうには考えております。

○磯野委員長 8番、逢坂委員。

○逢坂委員 最後、今課長の答弁の中である部分これからもそういう時期が来たら見直しを含めてお示しをします。どうするかというのは、畜産振興、観光振興を今やっている中でそういうお金がかかるときに今後の焼尻めん羊牧場の事業について考え直す時期なのかどうかという答弁だと私は今捉えたのですが、そういう解釈でよろしいでしょうか。

○磯野委員長 伊藤農林水産課長。

○伊藤農林水産課長 お答えいたします。

考え直すということではありませんので、その状況を見据えつつ今後の方向性をどうしたらいいのかということをお考えいただければならないということでご答弁させていただきます。

○磯野委員長 8番、逢坂委員。

○逢坂委員 考え直さないけれども、お金はかけても考え直さないということですか。
(何事か呼ぶ者あり)

○逢坂委員 そういうことでいいですね。
(何事か呼ぶ者あり)

○逢坂委員 いや、それであればそれでいいのです。そういうふうにそうですと答えてくれればそれでいいです。
(何事か呼ぶ者あり)

○磯野委員長 ちょっとまた関連の質問が出てくるので、ここで昼食のため暫時休憩します。

休憩 午前 11時55分

再開 午後 1時00分

○磯野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、委員会の冒頭で申し上げましたが、質問に当たっては予算書にのっとり簡潔明瞭をお願いします。また、答弁側も簡潔明瞭をお願いいたします。

午前中に逢坂委員の質問で終わっておりますので、改めて逢坂委員から質問をいただき、行政側から答弁を求めます。

8番、逢坂委員。

○逢坂委員 午前途中で質問終わりました、これ最後にしたいと思います。

焼尻めん羊牧場の管理運営事業について、今後について答弁をいただいたところ、全てを含めてトータルで今後の方向性も考えるという課長の答弁でございましたので、そのトータルについての方向性、どのような方向性でその内容を考えていくのか、それだけ答弁をいただければと思います。

○磯野委員長 伊藤農林水産課長。

○伊藤農林水産課長 お答えいたします。

今後の方向性ということで何度もこれまで申し上げてまいりますが、まずは一定頭数による安定的な経営を目指した中で離島振興、または本町における観光振興、あとはふるさと納税等もありますので、そこら辺を総合的に勘案した中でどういった方向性があるのかといった部分は今後検討していきたいというふうに考えております。

○磯野委員長 10番、村田委員。

○村田委員 私のほうから林業振興費について、予算書でいくと145、146にわたっております。まず、確認なのですけれども、説明書でいくと13ページなのですが、豊か森づくり推進事業という事業がありまして、町の執行方針の中ではこの事業が実は新規事業になっておりまして、今年度の、多分同じだと思うのですが、未来につなぐ森づくり推進事業というのがあります。その部分が名前が違うだけでの新規という形になっていって

いるのか、それとも中身が変わった形で新規になっているのか、この説明資料でいくと新規にはなっていないですし、町の執行方針では新規になっているので、ここら辺を確認を含めて聞きたいと思います。

○磯野委員長 伊藤農林水産課長。

○伊藤農林水産課長 お答えいたします。

豊かな森づくり推進事業につきましては、今委員おっしゃるとおりもともと未来の森づくり推進事業ですか、そういう部分になって、ただ制度として一旦その未来の森づくりという部分が終わるということでありまして、実際に事業の内容としてはこれまでの未来の森づくりを引き継いでいる形にはなるのですけれども、一旦制度として終わりますので、新しく豊かな森づくり推進事業ということで執行方針のほうの部分については新規ということで説明させてもらっております。

以上です。

○磯野委員長 10番、村田委員。

○村田委員 分かりました。よくあることなので、それで理解をいたします。

もう一点同じようなことも含めて、これは説明資料でいくと12ページの私有林等整備推進事業、それから13ページに私有林等整備事業、推進がついているか、ついていないかだけで2事業がありまして、これも実は町の執行方針でいくと両方新規事業ということで説明されているのですが、ここではそうになっていません。この部分に関してまず私有林等整備推進事業は去年でいくとどの事業に当たるのか分からないので、説明してもらいたいのと、あともう一つ推進事業と整備事業でのこの差、多分やること同じだと思うのですけれども、その部分での中身をちょっと説明願います。

○磯野委員長 伊藤農林水産課長。

○伊藤農林水産課長 お答えいたします。

まず、私有林等整備推進事業であります、こちらにつきましては森林環境譲与税を活用した中で、その譲与税を使うということを前提に計画したものであります。もともとにつきましては、こちらについては今年度までは私有林除間伐奨励事業ということで、1ヘクタール当たり1万円の補助をしていて、予算ベースでいきますと30万円程度持っていたものであります、これを新たな制度として林業者が整備する場合にありましては、例えば国の公共補助ということで68%国の補助が入ってくるのですけれども、残り32%が所有者の負担となります。今までは私有林除間伐奨励事業ということで32%に対して1ヘクタール当たり1万円の補助をしていたのですけれども、その32%のうち半分、16%を町の補助をしようということで、また今までは間伐だけだったのですけれども、それ以外の整備に関しても助成するというので新たな制度として設けたのがこの私有林等整備推進事業ということになります。

もう一つの私有林等整備事業、予算でいきますと1,000万円を予定している事業であります、こちらにつきましては今最初に申しあげました私有林等整備推進事業のうち

国の補助の対象とならなかった部分を68%の部分までも町の事業として見て、今まではできなかったといったところをこの私有林等整備推進事業と私有林等整備事業で両方合わせた中で全ての事業を町の補助を出してもともと予定していた部分を全て予定どおり事業を実施させたいということで計画したというものであります。

○磯野委員長 10番、村田委員。

○村田委員 中身的な部分も、その制度的な部分も理解をしました。今課長の答弁で森林環境譲与税を使う、財源としてというお話があったと思うのですが、始まって今年で2年、あと今度その基金を取り崩してそれを財源に、この今の事業を取り進めていくのかなと思うのですが、1年間に来る財源が900万弱だと思うのです。恐らくそれは多分変わらないで来るのかなと思うのですけれども、その財源に見合うような部分でこの事業を進めていくのか、それとも需要があれば一般財源も含めた中でそういう考えをしていくのか、そこら辺のこれからの事業の、今始まったばかりですから、どういう形でその森林整備していくお考えなのか聞きたいと思います。

○磯野委員長 伊藤農林水産課長。

○伊藤農林水産課長 お答えいたします。

森林環境譲与税につきましては、令和元年度から当町のほうに入ってきているものであります。令和元年度につきましては400万少し入ってきておりまして、今年度につきましては約900万程度で、令和3年度につきましても同様に900万程度ということで、令和4年度以降につきましては、またそこからさらに増えまして1,200万くらいです。令和4年度、令和5年度で1,200万くらいで、令和6年度以降がずっとということで約1,400万くらいということで入ってくる予定となっております。基本的には森林環境譲与税を活用しての事業ということで考えておりますので、この中で基本的には対応したいということでは考えております。そういったこととなりますので、事業量を森林組合とも調整しながらやっていくことになるのかなというふうには考えております。

○磯野委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯野委員長 これで質疑を終わります。

次に、7款商工費、151ページから158ページまで質疑を行います。

7番、小寺委員。

○小寺委員 それでは、商工費について質問したいと思います。

予算書でいうと157ページになると思います。バラ園の管理運営、その他バラ園に関わることとなります。ただ、以前は一緒に人件費等も入っていたと思うのですが、13款の会計年度任用職員の人件費もちよっと絡むのですけれども、もし分かる範囲で教えていただければなと思います。

バラ園の運営管理で人数が足りているのかなと、管理運営に当たる上です。その辺はまずはいかがでしょうか。

○磯野委員長 高橋商工観光課長。

○高橋商工観光課長 お答えいたします。

バラ園の管理ということで、例年3名ほどの作業員で実施しております。今年に関しましては最終的には2名ということでの実施になりまして、その間ボランティアの日数を増やしてお手伝いいただきながら今年度は終了しております。来年度につきましても3名ということで今予定をしております。

○磯野委員長 7番、小寺委員。

○小寺委員 ちょっと心配だったのがなぜかという、今年度、去年の夏、7月終わりぐらいにたまたまバラ園に行ったときに課を挙げてバラ園の整備をしていたのを見たのです。目的はそういう課が自主的なのか分からないですけれども、ボランティアなのか、それとも体験なのか、でも本当に課を挙げて皆さん課長も含めてたしかいらっしゃったと思うのですけれども、人が足りていなかったのか、それともそういう違う目的でやっていたのか、もし人が足りないのであれば、ボランティアの方も一緒にやったのか、その辺も分からないのですけれども、3名プラスボランティアで本当に対応できるのかなという心配なのですが、その辺はいかがでしょうか。

○磯野委員長 高橋商工観光課長。

○高橋商工観光課長 お答えいたします。

昨年度につきましてはコロナということでのボランティアの導入というか、使う時期がずれたということで、ただバラに関しましてはそのまま天候によって徐々に成長していきますので、作業工程自体にちょっと遅れが出たということで、やらなければならない作業が多分見られたときには剪定だなんだということで一気にやらなければいけないという部分で、できる限り当課のほうも人手を出してそのとき対応していたということです。

○磯野委員長 7番、小寺委員。

○小寺委員 それでは、次年度もそういうコロナの影響ですとか、ボランティアの集まり具合によっては課も積極的に協力するというような体制づくりということでよろしいでしょうか。

○磯野委員長 高橋商工観光課長。

○高橋商工観光課長 お答えいたします。

取りあえず来年度につきましては、同様に3名の募集の予定でおります。あと、ボランティアに関しましても例年よりも少し多めの日数もお願いする予定ではおります。それでも足りないという状況であれば、当課のほうでも職員で対応していきたいなと思っております。

○磯野委員長 7番、小寺委員。

○小寺委員 あともう一つバラ園に関してなのですが、私もバラの専門家ではないのですけれども、バラに関しては2回ですとか3回咲くと思うのです。そのために1回目咲いた後に全部刈り取って次の花を開くのを待つということだと思うのですが、ちょうど観光シ

ーズンのいい週末ですとか、その時期にはもうせっかく1回目咲いてきれいだったのがあつという間になくなってしまって、緑しかない状態で観光客の方がもうバラのシーズン終わったのだねというようなことで、せっかく羽幌バラ園としてPRしている部分もあるので、もし可能であれば一気にではなくて、例えば少しずつ、3分割でちょっと時期をずらすだとか、もし3回咲くところを2回に我慢してもらってとか、調整が利くものであればうまく観光シーズンと週末とかを考えながらの整備ができないかなということなのですが、いかがでしょうか。

○磯野委員長 高橋商工観光課長。

○高橋商工観光課長 お答えいたします。

例年であればそのようなずらしながらの状況で作業しているのですがけれども、昨年に関しましては先ほど言ったように全体の作業がずれた部分がありまして、一気に花を取ってしまうとかという状況もありました。来年度につきましては、その辺も状況を見ながら、人手を使いながらということやっていきたいなとは思っております。

○磯野委員長 7番、小寺委員。

○小寺委員 たくさんの方に見ていただきたいことと、あとは羽幌にとっての大きな観光の一つですので、ぜひいい形でたくさんの方に見ていただけるような対策をしていただきたいというふうに思います。

続いて、予算書でいうと154ページ、サンセットビーチの運営事業についてです。運営管理委託費も入っていると思うのですが、残念ながら今年度については閉鎖ということになりました。予算がついているということは、来年度はぜひ開きたいということだと思うのですが、もし今のコロナの状況を含めて、前回に関してはオープンせずに、オープンしないということを選択したわけですね。来年度はオープンに向けてはいくのだけれども、どういう判断基準というか、開くか、開かないのか、それともまた途中でこういう状況があったら閉鎖しますよ、もしそういう基準があれば、現時点では開く前提だとは思いますが、いつ頃には決定していきたい、そういう基準のようなものがあれば教えていただきたいのですが。

○磯野委員長 高橋商工観光課長。

○高橋商工観光課長 お答えいたします。

明確な基準というものは設けてはおりません。ただ、周りのビーチの状況であったりということで昨年度はあの時期に閉めるというか、開けないという決断をいたしました。来年度につきましても、整備自体はやらなければやらないだけ、次もし開けたときの作業が倍、3倍になるということで作業的には進めていきたいなとは思っております。開設するか、しないかというののもなるだけ早い時期に判断していきたいなとは考えております。

○磯野委員長 7番、小寺委員。

○小寺委員 まず、インフォメーションですよ。本当に楽しみにしてくれている方も町民も含めて町外の方もたくさんいらっしゃると思いますので、ぎりぎりまで待つというの

も一つですし、早めに判断するというのも一つなのかなというふうに思います。

また、昨年サンセットビーチを閉鎖した理由の一つに多くの人に来て、なおかつ島に渡る可能性も高いということもたしか理由に挙げていたと思うのですが、その辺島の観光とのリンクについてはどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○磯野委員長 高橋商工観光課長。

○高橋商工観光課長 お答えいたします。

昨年の段階では、コロナの広がりという部分では危険性を考えてそういう状況にはしておりません。今皆さんコロナに対する対応という形ではしていただいているので、今後もしっていくのだからということで、ビーチを開けて島にという部分は、島の状況にもよりますが、その辺は島へ行くからということでの閉めるということは来年度は考えてはおりません。

○磯野委員長 7番、小寺委員。

○小寺委員 その辺きちんとすみ分けをしないと、また昨日の話に戻ってしまうのですが、観光面で島を理由にこちらで対応するとか、そういうふうにならないように課としてはきっと観光面を重視するとは思いますが、町の動きもしっかりと町の方向性のコンセンサスをしっかり取って、ちょっとぶれないような観光振興に努めていただきたいというふうに考えていますので、お願いいたします。

続いて、151ページ、152ページです。ハートタウンはぼろの施設管理事業等なのですが、一般質問等でもハートタウンの活用については様々な意見なりを質問されて答えてはいたと思うのですが、まず今の現状です。施設を自分はまだ十分に、2階も含めてですけれども、活用できていないのではないかなというふうに思うのですが、今後次年度どのような方向で管理していくのか、運用していくのか、生かしていくのか、その点教えていただきたいと思います。

○磯野委員長 高橋商工観光課長。

○高橋商工観光課長 お答えいたします。

おっしゃられているとおり、2階の部分に関しましては、元の営業跡地に関しましてはまだ今完全に使われていないような状況ではあります。ただ、その部分に関しましては一度前も説明していると思いますけれども、短期間で使えるようなアンテナショップであったりなんだりというところで貸せるような状況にしていきたいとは思っております。ほかの部分に関しましては今いるテナントさんと協議しながらこれからどういう、今の現状を維持するという部分では協議しながら進めていきたいとは思っております。

○磯野委員長 7番、小寺委員。

○小寺委員 今の話ですと2階をうまく活用したいということですが、予算上では何か変更する際の工事費ですとか、そういうものに反映されたものがあるのか、予算はかけないで行ってその2階を活用するのか、予算でいうとその2階の活用については予算上ではどのような形になるのでしょうか。

○磯野委員長 高橋商工観光課長。

○高橋商工観光課長 お答えいたします。

その2階の活用部分に関しましては、どういう状態でやるのかという部分も含めて貸せるか、貸せないかというので今後条例化等も必要になってくるのかなとは思いますが、それに合わせた格好で今回の予算には入っておりませんが、それに必要なものがあるのであればそれなりに対応していきたいなとは思っております。

○磯野委員長 7番、小寺委員。

○小寺委員 次年度に関しては、そうしたら当初予算にはのせないけれども、決まった時点でお金がかかるのであれば補正を組んでも行っていくという意気込みというか、次年度には何かの形で進展があるという解釈でよろしいでしょうか。

○磯野委員長 高橋商工観光課長。

○高橋商工観光課長 お答えいたします。

なるだけ早い段階でできるような格好で進めていきたいなとは思っております。

○磯野委員長 7番、小寺委員。

○小寺委員 それでは、続いて同じハートタウンはぼろに関してなのですが、152ページの土地の借り上げ料についてです。以前町有化する際に土地をどうするかという話で、いずれは買い取るべきではないか、買い取っていきみたいみたいな話がたしかあったような気がします。それではないとその土地を借りたまんま上物をどうするかということが決められないという話がたしかあったのですが、結構たつのですが、毎年予算上で借り上げ料ということで上げているのですけれども、その辺今後も借り上げ料として支払うほうがいいという判断なのでしょうか、それとも今後ちょっとそこはいろいろ何か考えているのか、その辺教えてください。

○磯野委員長 高橋商工観光課長。

○高橋商工観光課長 お答えいたします。

土地に関しましては令和7年度までの契約期間という部分がありますので、土地を購入するのか、このままいくのかというところでこれからの協議にはなるとは思っております。

○磯野委員長 5番、工藤委員。

○工藤委員 予算書の153ページ、説明資料の14ページです。移住就業支援事業、この事業はいつからやっていて、どのようなPRの下で、何人が移住就業されたのかちょっと教えていただきたいと思います。

○磯野委員長 高橋商工観光課長。

○高橋商工観光課長 お答えいたします。

この事業に関しましては、元年度から始まっている事業で、これに関しましては東京圏の一極集中しないような形での担い手の企業が地方の中小企業の担い手不足の対応としてということで移住、地方へ転出して就業される方に対してということでの国の制度で始まっております。これに関しましては、うちのほうも実績としてはまだない状態であります。

○磯野委員長 5番、工藤委員。

○工藤委員 一つ予算書のこの部分見て思ったのは、別に東京圏に限らなくても例えば道内のどこからかでも就業してここに移住したいということであれば、この支援の枠に入れてもいいなと僕思うのですけれども、その辺は考えておりませんか。

○磯野委員長 高橋商工観光課長。

○高橋商工観光課長 お答えいたします。

この事業につきましては、国の事業として行っている事業でありまして、東京圏からの移住者ということでの条件によって進められている事業であります。

○磯野委員長 5番、工藤委員。

○工藤委員 予算書の155ページ、観光振興事業の部分で負担金というものがあって、ずっと上から読んでいくと道自然公園協会負担金2万2,000円、道観光連盟負担金16万5,000円、留萌観光連盟負担金43万円、道観光地所在町村協議会負担金等あります。これは負担するということは分かるのですけれども、果たしてその負担した金額がどのようにこの会で使われて、そして羽幌町に何の、どういうふうなメリットがあるのかしっかり把握しているのかどうか、その辺ちょっと聞きたいと思います。

○磯野委員長 高橋商工観光課長。

○高橋商工観光課長 お答えいたします。

それぞれの負担金に関しましては、当町が所属というか、加盟ないし所属している団体、協議会に対して、それに対する市町村割の負担金を支払っております。そこそれぞれの団体に関しましては、それぞれ総会、会議等々を開いた中でこういう事業をやっていますということは毎年行っており、うちのほうも昨年はコロナということで出席等はできておりませんが、その中の事業内容であったりという部分では、協議会のほうからの何をやっているという部分では押さえているつもりではおります。

○磯野委員長 5番、工藤委員。

○工藤委員 例えばこの中で一番額が大きい留萌観光連盟負担金という、この部分の例えば主にどんなことに使われているのかというのは教えてもらえませんか。

○磯野委員長 高橋商工観光課長。

○高橋商工観光課長 お答えいたします。

留観連に関しましては、管内のホテルとかでも見られていますけれども、大きいマップ、市町村マップがあるのでありますが、そちらのほうを各市町村ごとのマップを作成し、それぞれ活用しているということでもあります。

○磯野委員長 5番、工藤委員。

○工藤委員 主なそれに使われている額が、パンフレットを作るのが大きな額だということですか。

○磯野委員長 高橋商工観光課長。

○高橋商工観光課長 その部分が一番大きな部分ではありますが、留萌管内の観光に関して

の取りまとめであったりということで、観光の中心になった部分で観光連盟としては動いていただいておりますので、その中で大きな事業としては各市町村に対して統一した事業マップというか、町のマップを作っていただいて、それに対する負担金というのが大きな部分でもあります。

○磯野委員長 6番、船本委員。

○船本委員 予算書の153ページ、説明資料の14ページの上から6段目、外国人技能実習生の受入れ支援事業であります。これ6款でも昨年も出しておりました、今年も出しておられます、270万。これは漁業者、水産ということを昨年聞いておりました1人30万。この7款の観光には今回新規で90万ですので、財務課長からも説明ありましたが、もう少しこの中身、どういう業種の事業者なのかお聞きします。

○磯野委員長 高橋商工観光課長。

○高橋商工観光課長 お答えいたします。

7款についております外国人技能実習生に関しましては、水産加工業の部分で3人ほど入ってくる予定ということで1人30万という形で農林水産課のほうの制度と同様の事業で行っております。

○磯野委員長 6番、船本委員。

○船本委員 ちょっと私勘違いかも知れませんが、昨年この6款であったときに6款で90万去年ついていました。そして、30万で3人分、水産関係。そして、ここの表題では漁業者というような感じになっていたのですけれども、7款もそうしたら水産加工業という考えでいいのでしょうか。

○磯野委員長 高橋商工観光課長。

○高橋商工観光課長 お答えいたします。

6款では漁業者ということで、漁師の方々に対するもので7款に関しましては水産加工業で受入れた部分に関しての予算となっております。

○磯野委員長 10番、村田委員。

○村田委員 商工振興費に入ると思うのですが、8日の日に私一般質問して高橋商工観光課長のほうから雇用のマッチング事業に対するの答弁があったのですが、その部分で3年度どういう形で取り進めていって取り組んでいくのか、私の中ではもしかしたら予算化がないのかちょっとここら辺分からないので、詳しく分かるようにお願いします。

○磯野委員長 高橋商工観光課長。

○高橋商工観光課長 お答えいたします。

一般質問の中でもご答弁申し上げておりますが、この関係に関しましては留萌管内の検討会においても今試行的に進めている部分がございます、やっっている中で各種問題が、課題等々出てきており、今後についても状況の把握、もしくは検討を重ねていくということで、当町につきましてもその状況を踏まえながら、当町に合った形で進めていきたいということでまだ事業化には至っておりませんので、予算化はしていません。

○磯野委員長 10番、村田委員。

○村田委員 ということは、振興局が主体となって各町村に声がけをして、実際にはまだそういう具体的に固まったと、どういう形で取り組んでいきたいと思いますということがないということで予算化もないということなのですが、スタートしてから今年度までに何回そういう協議をして羽幌町、当町から誰々がその会議に参加していったのか、これからはやっぱりそういう部分でコロナが収まった段階に関しては大いに取り組んでもらいたい事業なものですから、そこら辺とこれまでの経過とこれからどういう考えでいくのかをお聞きしたいと思います。

○磯野委員長 高橋商工観光課長。

○高橋商工観光課長 お答えいたします。

留萌管内の働き手対策検討会につきましては、年に2回開催しております。その都度私が出席したり、係長が出席したりということで過去2年間、3年間やっております。今言われていたマッチングに関しましても当初から進めていた部分があって、モデルとしてやっていただく、試行的にやっていただいているところの経過を見ながらということで今進めて、一般質問のときにもお答えしておりますけれども、天候等によつてのマッチングができないとか、そういう課題がもろもろ出てきた部分もありまして、またそれぞれの産業団体によつて就労状況、条件等々違っているという部分もいろいろ出てきた中で、検討会においてはこの部分に関してはちょっともう少し時間がかかるという見解であります。それに対してまだすぐにはやめないで、そのまま継続してどういう道があるかということで検討していくという形で今進めております。当町につきましてもその状況を見ながらという話で答弁申し上げているとおおり、合った形であればうちのほうもやっていきたいなどは思っておりますが、まだ先が見えないというか、その課題クリアに向かって今状況的に検討している段階であります。

○磯野委員長 10番、村田委員。

○村田委員 今の課長の答弁は管内的な部分でだと思っておりますが、当町としてのその課題も探っていかなければならないと思うのですが、羽幌町には1次産業でいくと農業協同組合、漁業協同組合、それから商工でいくと商工会、それから建設でいく人は建設協会と組織がある中で、羽幌町の組織に対して問いかけだとか聞き取りだとか、私でいくと課題を探るためには当町でのそういう方々に集まってもらっての検討会も開いてもいいのではないかなと思うのですが、そこら辺は考えていないのですか。

○磯野委員長 高橋商工観光課長。

○高橋商工観光課長 お答えいたします。

先ほど言った検討会の中には、今言った団体全て入った中での検討をしている部分がございます。それで、各町村のそれぞれの団体からの意見を集約してというところで管内的に今まとめてやっている状況であります。当町だけという部分でいきますと、それに関しましては今いろいろ課題が出された段階でその各団体それぞれの行き先を見ているという

状況にもありますし、もしうちのほうで合うような形で事業が進められるのであれば、団体それぞれ協議しながら進めていきたいなと思っております。

○磯野委員長 10番、村田委員。

○村田委員 ぜひ少しでも前進できるように取り組んでいてもらいたいと思います。
終わります。

○磯野委員長 8番、逢坂委員。

○逢坂委員 予算説明資料の中の14ページの観光協会の関係なのですが、この補助事業の中に天売ウニまつり、焼尻めん羊まつり、それからその下の段のビーチバレーボール大会、それから町長の執行方針の中の花火大会というのが今年予定されております。それで、ちょっと確認の意味なのですが、実は去年はほとんどコロナ禍で全て中止ということでは知っています。それで、今年のもう1月19日に一大イベントである羽幌町の第10回甘エビまつりが既に中止になっております。この内容を見ますと、昨今のコロナ禍の中では人が集まるのはいかなものかなということで既に1月19日の時点で中止されています。それで、今回この予算計上されている部分について、4件の部分である程度人数も集まってきます。羽幌町としては、このエビまつりは中止していますけれども、これ今予算計上はあくまでも予算計上なので、その状況によってはどうなのか私も分からないと思うのですが、この4件についてどのような判断に基づいて開催するのか中止するのか、その辺ちょっと分かっている範囲で結構ですので、ご答弁願います。

○磯野委員長 高橋商工観光課長。

○高橋商工観光課長 お答えいたします。

エビまつりに関しましては何万人規模のイベントということで実行委員会が集まりまして、早い段階での中止を決めております。委員がおっしゃられている4つの部分でのイベントに関しましては、それぞれ観光協会各支部であったり、実行委員会であったり等々でやり方を考えながらということで予算化はさせていただいております。ただ、委員がおっしゃっているとおりコロナの状況によりましてこれはどうなるかというところで早いうちに判断していきたいなとは思ってはおります。

○磯野委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯野委員長 これで質疑を終わります。

職員入替えのため暫時休憩します。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時43分

○磯野委員長 休憩前に続き会議を開きます。

次に、8款土木費、159ページから171ページまで質疑を行います。

4番、阿部委員。

○阿部委員 予算書の162、163の中の除排雪事業で委託料の除雪委託料1億3,820万円、これについて質問します。

まず、この1億3,820万円、これは市街、原野地区と、あと両島合わせての金額なのかどうかお聞きしたいと思います。

○磯野委員長 金子建設課長。

○金子建設課長 お答えします。

委員のおっしゃるとおりであります。

○磯野委員長 4番、阿部委員。

○阿部委員 そのうち市街、原野地区の予算額というのをお聞きしたいと思います。

○磯野委員長 金子建設課長。

○金子建設課長 お答えします。

市街、原野地区の予算額は1億3,371万6,000円となっております。

○磯野委員長 すみません、数字がちょっと聞き取れなかったので、もう一度お願いいたします。もう一回、数字が聞き取りづらかったので、もう一度。

○金子建設課長 すみません、1億3,371万6,000円となります。

○磯野委員長 4番、阿部委員。

○阿部委員 1億3,300万円ということで、積算方法については、これは過去5年のから最大、最小を引いた3年のというような感じで積算したのか、その辺もし……

○磯野委員長 金子建設課長。

○金子建設課長 お答えします。

市街地区の除排雪業務委託については、委員おっしゃられたとおり過去5年間の業務実績の最大と最小を除いた3年間の平均の75%を最低保障額として当初に契約し、降雪量が増えた場合等においては必要な額を随時補正し、除排雪経費が……

(何事か呼ぶ者あり)

○金子建設課長 予算額の算定は、おっしゃられるとおり5年間の業務実績の最大と最小を除いた3年間平均の額としております。

○磯野委員長 4番、阿部委員。

○阿部委員 今課長の答弁の中でその契約の部分も出てきましたけれども、過去5年間の最大、最小を引いてその3年間の平均が、それが予算額でそこから75%、ここを最低保障額といった形で契約してはいますが、これについて町長にお聞きしますが、請け負う業者としてみればいきなりその最低保障額で契約するよりも、やはりある程度従前のやり方の3年間平均の部分ですね。その額でやはり契約したほうがいいのかとも思いますけれども、その辺現状と比べてどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○磯野委員長 駒井町長。

○駒井町長 阿部委員のほうから除雪費の契約について3年間の平均の75%ではなくて

平均でいったほうがいいのではないかというご意見でございますが、それにつきましては過去に留萌で4億の補正のときに留萌で4億だから、羽幌でも1億でいいのではないかと行って契約をした経緯がございました。そのときにそれ以前にこの5年間の平均を取るという方法を考えたわけですが、私が就任したときそれでいくと雪が少なく、作業員に出た日数しか払っていないというようなことが何か所か聞こえてきて、そういったことがないようにと、冬の雇用の安定と申しますか、そういったものもあるのではということでお話しした中で、契約は委託業者と羽幌町で委託業者が雇った従業員ですから、町に言われることはないというようなこともありましたので、それから協議の結果こういうやり方で最低保障をするので、業者の従業員の方にも最低保障をしてほしいと。それから、雪が降ったときについては、国道や道道においても当然出る回数も増えるでしょうし、そういったものを勘案しながら当町でも今年も2月でしたか、補正させていただきましたけれども、そういう形で業者が困らないようにということでこういうやり方をしています。

逆に言いますと、昨年のように少ない年にはそうしたらどうするのだということになりますので、それでこういった75%という数字をはじき出して、業者とよく話をした上で、全体の話合いの中で了承していただいたということでございます。

○磯野委員長 4番、阿部委員。

○阿部委員 僕が言いたいのは過去5年間の最大と最小を引いて、その3年間の平均でそれでまず当初契約をすべきではないのか、その上で当然町長おっしゃっていましたように雪が少なかったりしたら最低保障額、保障ラインというのを決めるのに75%、これはしっかりと守っていただきたい部分もありますし、今実績払いという形もしていますので、それはそれで対応する。ただ、当初の段階でなぜ75%で契約するのかという部分を疑問に思っています、本来の請け負う契約の中ではやはりちゃんと積算した金額で契約すべきなのではないかなと、当初の段階ですよ。これでもし雪が少なかったら、最終的に75%ということになりますけれども、やはり請け負う側にしてみれば当初積算した額でしっかりと契約すべきではないのかなと思いますけれども、改めてその辺お願いします。

○磯野委員長 駒井町長。

○駒井町長 そこについては、後ほど主任技師に聞かれてもいいかと思いますが、そういった方が入って設計をした中で、単価につきましても従前使っている単価において設計をして、それで今申し上げております5年間のうちの3年の平均といったものも参考にしながら積算をしておりますので、そういう形でご理解をいただきたいと思っております。

○磯野委員長 4番、阿部委員。

○阿部委員 積算の方法についてどうのこうのということではなくて、いきなり最低保障のあれで契約するのではなく、当初から75%で契約するというのは建築土木に関して、その請け負う側にしてみればちょっと違うのではないのかなと思うのです。やはりそこはもう当初契約するときはしっかりとはいった額で契約すべきだと思いますけれども、その

辺今後見直すことはないのかどうかお聞きします。

○磯野委員長 駒井町長。

○駒井町長 そこにつきましては、今年は令和2年ですから、令和1年度の除雪費においては大変そういう形で契約した金額でも利益が出たように聞いておりますし、現実には作業員の方向何人かが下町で言っていたという話ですけれども、事務所で寝ていると給料が当たるというような話も1人や2人でなかったような話を聞いておりますので。

○磯野委員長 4番、阿部委員。

○阿部委員 そういったことではなくて、ちゃんとした契約方法すべきだということなのです。その辺いきなり75%ということでもなくて、ちゃんとした契約すべきだと思いますけれども。

○磯野委員長 駒井町長。

○駒井町長 大変答弁が悪かったようで、そのちゃんとしたというところはその年、その年によって雪の量が変わりますので、それでその昨年度の話を出したのです。そういう少ない年もありますし、こういう75%で契約しても利益が出るという年もあるのです。逆に言うと、少ないときに前は100%で契約しても出しませんよということで、オイルショックの何回目になるか分かりませんが、燃料費が上がったり、それから12月の20日過ぎでしたか、1メートル20も降ってとんでもない雪になったものですから、先ほど言った留萌で4億、羽幌町では1億と、それも先ほどちょっと足りなかったかもしれませんが、そういう契約ではなかったのですけれども、補正予算を出しまして出したのです。だから、そういうことを勘案すると雪の多い、少ないというのが当然出てくるので、それで先ほどの説明の形で来て、それから業者も75%で追加も75%だろうということで、いや、そうではないですよと、補正で足りない分を出すときは単価についてはいじっていませんからと、そういうことで全体に集まっていたら、その中で説明して理解を得たので、現在に至っているわけです。

○磯野委員長 4番、阿部委員。

○阿部委員 何度も言いますが、僕が言いたいのはいきなりその75%という部分で契約するのではなくて、その部分は最終的に例えば去年のように雪が少なかったらそのラインで最終契約、支払いになるのかもしれないですけれども、その一番初めの契約する段階でなぜ75%で契約するのですかということをお聞きしているのです。

○磯野委員長 大平財務課長。

○大平財務課長 私のほうからちょっとお答えしたいと思いますけれども、先ほど阿部委員のほうから契約に関しては建築ですとか土木のように契約額というか、決まった分100%でまず契約して進むのが筋ではないかというお話があったのですけれども、除雪に関しては建築ですとか土木みたいに完成品が決まっているわけではないということです。町のほうで考えている年間かかるであろう予算額の中の最低保障額、75%を契約額にさせていただいて、事業者の方にはそれを基に従業員の方の確保ですとか、その辺を

進めていただいて、まずは事業を進めていただきたい。実際走っているときに、事業をお願いしているときにその75%でお願いしている分より予定数量を超える見込みになった段階で走ってしまってから契約変更するわけではなく、オーバーする前に契約変更させていただいて、予算額満度までとかまずさせていただく形になっております。それでもまだ足りないようであれば、早い段階で積算をし直して必要量の見込みの部分、また補正予算で組みわせていただいて議会の皆様のご了承をいただいた上で必要額確保して走っていただく分全てちゃんと賄える形で予算額を確保させていただいて契約し直させていただいていますので、当初につきましては今お話ししましたようにまずは最低必ず町としては保障する部分の契約をさせていただいているという考えになります。

○磯野委員長 4番、阿部委員。

○阿部委員 課長の答弁で建築、土木と除雪という部分でちょっと違うのだというような感じでまずは75%でということですがけれども、75%で始まったのがたしか平成、いつでしたか、29年かその前後かなと思うのですがけれども、なぜそうなってしまったのかその辺、なぜいきなりそうなってしまったのか。本来やはり普通にすべきなのかなとも思いますけれども。

○磯野委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時00分

○磯野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課、笹浪主任技師。

○笹浪建設課主任技師 お答えします。

当初28年度から75%契約していると思います。75%になった理由としては、前年度の予算通ったのに合わせて当年度発注するときに75という数字、端切れもいいというわけではないですが、80、75とかでその金額に合わせたのが75というのが積算の始まりです。

○磯野委員長 4番、阿部委員。

○阿部委員 なぜ75%に今こうずっと言っているかということ、請け負う側というのは契約した額である程度その予定を立てていくわけですね。例えばいきなり雪が降って対応できる、できないというのも、そのいきなり最低の部分でやるのではなくて、ちゃんとした額でやってもらわないとスケジュールを立てるにしても請け負った額でまず契約した額で考えるので、その辺本来の28年度からということでしたけれども、その前のやはり過去5年間の最大、最小を引いた額で契約していくべきなのではないかなと思いますけれども、改めてその辺見直す考えはないのかお聞きしたいと思います。

○磯野委員長 金子建設課長。

○金子建設課長 お答えします。

契約についてなのですけれども、今の契約内容についてはこれまで委託事業者側と協議を重ねた上で決まった契約と認識しております。今年度におきましても契約前に委託事業者と協議を実施し、双方合意の下で契約を締結しております。その際においても事業者側からは特段意見もなかったことから、建設課といたしましてはこのような契約としていきたいと考えているところです。

なお、委託事業者側とは随時協議を持つようにしてきております。また、そのような点も踏まえながら今後も協議を重ねていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたく願います。

○磯野委員長 4番、阿部委員。

○阿部委員 確かに委託業者とは協議されているということですが、請け負う側にしてみれば当然協議をしていたとしても、やはり言えない部分というのはあるのです。それは、そこは自分も一議員としてですけれども、企業を守っていく、そういったところを守っていくということもしていかないと、そこで雇用が生まれているわけですし、それでちゃんとした従来のやり方、本来のやり方でやっていくというのが僕は本当に必要なのではないかなと思うのですけれども、その辺以前に戻して、その中で今実績払いもしていますし、そういった形に本来やはり戻すべきなのではないかなとも思いますけれども、改めてその辺お聞きしたいと思います。

○磯野委員長 金子建設課長。

○金子建設課長 お答えします。

繰り返しになりますが、委託事業者側とは随時協議を重ねるようにしていきたいと考えております。その点も踏まえながら今後も協議を重ねていきたいと考えていますので、重ねてご理解いただきたく願います。

○磯野委員長 阿部委員、同じ質問と答弁を繰り返されていますので。

4番、阿部委員。

○阿部委員 これでもう最後にします。

そこしっかりと雇用を守っていただけるようなやり方で、必要な産業にもなってきますので、その辺しっかりと考えていただきながら今後業者側とは協議していただきたいと思います。

以上でやめます。

○磯野委員長 7番、小寺委員。

○小寺委員 阿部委員の今除雪の質問に対しての答弁の中で、下町で寝ていて給料がもらえたという声を町長が聞いたと。これははっきりと事実確認をしないと相手側、給料をもらえたということはそういう関係者なのか、そこはきちんとした事実で、そしてそれを理由として今答えられていたので、今年度も何度も委員会とか、除雪に関する総務産業常任委員会のいろんな話の中でもそういう話は一つも出てこなかったわけです。きちんとした

事実で語っていただいて、事実でしたらそれをどういういきさつでなったのか、それをなぜその理由として今答えられたのか、そこをきちんと話していただかないとちょっと曖昧な形になるのかなというふうに思います。

○磯野委員長 駒井町長。

○駒井町長 小寺委員から今の発言について事実かと申されましたので、それはうわさのうわさというか、大変申し訳ないことでございますけれども、事実と判定できる何のものもないので、訂正させていただきます。おわびを申し上げます。

○磯野委員長 7番、小寺委員。

○小寺委員 うわさのうわさで事実でないことを今のこの予算委員会で、特に除雪の答弁としてそれを理由に町長はおっしゃっているわけで、自分としては訂正に値するのかわちょっと僕も分からないですけれども、うわさのうわさとしてでも町長はお聞きになったわけで発言されているということで発言は残るという形で、それは大きな理由の一つということで今後も除雪費に関してはそういう方がいたということになってしまうのですよね。それでよろしいですか。

○磯野委員長 駒井町長。

○駒井町長 事実かどうかと聞かれましたので、その部分についてはうわさのうわさでしたので、訂正させていただきますので削除をお願いするところでございます。おわびを申し上げます。

○磯野委員長 7番、小寺委員。

○小寺委員 削除するとさっきの阿部委員の一生懸命質問したこともなくはないですけれども、うわさ話をこれまでもこの場で気づかないでされていたこともあるのかなというふうに思ってしまうのです。先ほど最初に言われたときには、うわさのうわさということは全くなくて、自分が聞いたからうわさのうわさですと、そして削除を願いますと。いつもですけれども、訂正すればそれでいいでしょうということには自分はないと思いますので、この場はあくまでも数字ですとか事実をきちんと積み上げた中で委員会を行っているのだらうと思いましたが、今ので大分誰がうわさのうわさを話しているかわからないのですけれども、ちょっと予算委員会としては本当のやっぱりきちんとした数字の積み重ね、事実で質疑をしていると私は信じていたのですが、とても、最後ではないですけれども、残念に思いました。

今後除雪費に限らず本当に正しい数字と事実と、それに伴うきちんと第三者的な信頼の置けるものを含めてお互いに質問も一生懸命しますし、答える側もしていただきたいというふうに思いますので、納得はいいないですけれども、質問は終わらせていただきます。すみません、自分としては本当に残念な気持ちでいっぱいだということを伝えて、質問になっていないのですけれども、終わります。

○磯野委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時11分

○磯野委員長 休憩前に引き続き質疑を受けます。

11番、森委員。

○森委員 議長が予算委員会で発言するのは異例だということは重々周知で、ちょっと今のごときで質疑を終わらせていただくと、やっぱり先ほどの議論は無になってしまうと思いますので、あえて発言させていただきます。

町長が言ったのは、私はちょっと勇み足で言ったのかなという、そういう印象です。ただ、今回のこの私が今ここではっきりさせておきたいのがもともと5年の阿部委員がさんざん言っていた部分で来たのが、その打ち切られてがばっと減ったときにほぼ根拠のないやり方でいきなり減らされたわけです。それで、その今までの約束に対して5年間の上下削って3年間の平均だということを契約していたのだけれども、その年雪が少なかったから、ではそれを破って減らしますよというようなことが起きて混乱したわけです。それがまた何年間、建設課長何人か関わるうちに議会でも相当な常任委員会で議論になりまして、結論的に言うと雪の少ないときでもその作業員、働く人たちは一定数確保しなければ、雪が少なかったらその年によって極端に収入が減るということであれば、ほかの職業に就いたり、人員を確保できないというようなことが起きたときにやっぱり対応できないのではないのかと。だから、一定、最低限の収入は確保できるような形でやっぱりやっておかないと禍根を残すのではないかということで少しずつ修正したという言い方がどうかは分かりませんが、今の現在の形に落ち着いていたと思います。結果として昨年のように雪が少ないときが起きたら、出る回数が少ない割には一定の収入があると、これは当然のことだと思っております。

また、都会は特にそうですけれども、そういう除雪に関わる人員を確保するということが非常に大変になって、単価が上がってきているというのも事実だと思うし、それも別に大都会の札幌だとかと合わせるということではないですけれども、同じような考え方で一定の収入は基本的にベースとして押さえるというのがいわゆる最低ということであるので、どうもさっき町長の話だったらもう一つ気になったのが、要するに雪が少ないときにお金をその業者が渡さないというようなこともおっしゃっていましたので、それも本当に事実だとするのなら、業者にしてみればやはり納得いくような事実関係を示して、今年の契約時でもそういうことはないよということはやらなければならないです。それもうわさのうわさでそういう発言をされるということであれば、これは全然この状態で僕は納得した予算審議として終わらせられませんので、その辺についても事実の話を確認して、何度も繰り返しませんので、町長の発言を聞いて終わりにしたいと思っておりますけれども、町長どうでしょうか。

○磯野委員長 駒井町長。

○駒井町長 その部分については数字で示せるか今時間をいただきまして、調べさせていたきたいと思います。そういうことではないですか。

(何事か呼ぶ者あり)

○磯野委員長 森委員。

○森委員 最後に私が言ったのは、町長が雪の少なかったときに、いわゆる契約業者が作業員に対してお金を渡さなかったという趣旨の発言をしたのですよ、もう一つの理由として。それが本当に事実だとしたら、今契約で最低のその保障みたいな形でやっているもの自体も今後も雪少なかったらみんなピンはねしてそっちに渡さないのかということはないはずなのです。だから、町長が言う飲み屋で聞いたという話ですけれども、寝ていてもそのお金をもらえてよかったわという発言につながった流れの話だったのです。その前段の話からおかしくないですかということなのです。

それから、寝ていてもお金をもらっていいのです、最低の部分だけは。飲み屋で酒飲んでいていいということではないと思います。当然雪がいつ降るか分からないわけですから、そういう人たちというのはスタンバイしているわけです。酒気帯びでやれるわけないわけだから。そういうときは何か拡大解釈して、下町で酒飲んででもいいみたいな言葉は言っていないと思いますけれども、当然スタンバイしていて今年出番がなかったら、ふだんは4時に起きるのだけれども、6時まで寝ていてもいいわけです。そういうことを前提としてその今の75%の話しているように聞こえる可能性があるのです。そうではないのだ、やっぱり基本的には最低限の収入を確保してあげることによって一定の作業をする人たち、それから業者の数をキープするのだということによって今の仕組みになるはずなので、改めて確認をします、さっきの発言について。

それで、それと私の言うような仕組みの考え方、同じように思っているのかどうか、その2点です。

○磯野委員長 駒井町長。

○駒井町長 議長からご指摘がありましたその最初の部分につきましてもうわさのうわさでございましたので、それが事実というふうには思っておりませんが、仕組みにつきましてはおっしゃっているとおり最低保障をしたいがためにこういうやり方を前の副町長と相談の上、そしてそのことを業者と相談の上で契約をさせていただいたと。さらには、先ほども申ししたいと思いますけれども、雪の多いときについては今年もそうですが、補正を組んで業者が困らないように、さらには働いている方が困らないように追加で出しますよという考えの基にこういうやり方を始めたのだということをご理解いただきたいと申し上げたつもりでございましたので、議長ご指摘のとおり不穏当の発言があったのであれば、おわびと修正をお願いしまして、頭を下げさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○磯野委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時25分

○磯野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番、工藤委員。

○工藤委員 予算書の164ページで道路新設改良事業、説明書では14ページの下から3行目、北2条通歩道整備工事、それと南5条通歩道整備工事、そのほかに町道の街路灯補修とあります。これ街路灯補修の部分の金額ちょっと知りたいのですけれども、分かりますか。

○磯野委員長 金子建設課長。

○金子建設課長 お答えします。

街路灯補修分については、552万2,000円となっております。

○磯野委員長 5番、工藤委員。

○工藤委員 この川北2条通は何丁目から何丁目まで、それと両側の歩道をやるのかどうか教えてください。

○磯野委員長 金子建設課長。

○金子建設課長 お答えします。

場所といたしましては北2条2丁目で、片側の一部をやる予定となっております。

○磯野委員長 5番、工藤委員。

○工藤委員 すみません、同じことを南5条通でも教えてください。

○磯野委員長 金子建設課長。

○金子建設課長 お答えします。

南5条通は小学校周りのところなのですけれども、今年終わったところの隣ということでグラウンドのほうの通りを整備することとしています。

○磯野委員長 5番、工藤委員。

○工藤委員 そのやる場所は分かりました。僕の意見なので、ちょっと聞いてください。ここの南5条通は、1年ずつ1丁目分ずつやってきました。それは予算の関係上そういうふうになっているのだと理解しておりますけれども、もしでき得ることであれば、例えば3丁目から6丁目まで1年でやってしまう、そして反対側はまた1年で3丁目から6丁目までやってしまう。やってしまえば次の年はないわけですから、何とかそういうふうにしてやれないのかなと日頃思っています。それで、そういうふうにして1丁目、1丁目でやっていくと、どうしても舗装の部分でも色が変わります。同じ材料を使っているから変わらないと思うけれども、やっぱり見た目では違うのです。だから、その辺のやっぱり町の景観というのも考えてやることも僕は大事でないかなと思います。その辺単純な私の意見ですから、どうこうしろとは言いませんので、その辺ももし考える余地があるのなら、今後上手にやっていただければと思います。

以上です。

○磯野委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯野委員長 これで質疑を終わります。

次に、審議の都合上、11款災害復旧費の質疑を先に行います。211ページ、質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯野委員長 これで質疑を終わります。

次に、9款消防費、173ページから175ページまで質疑を行います。

7番、小寺委員。

○小寺委員 9款消防費、ページは説明資料の15ページ、予算書でいくと175ページです。防災情報伝達システムについてお伺いいたします。

3月から試行期間ということで正式には4月1日以降始まると思うのですが、現在町内各地で説明会なり、あと広報でお知らせしているとは思いますが、一番の肝はやはりたくさんの方が携帯なりスマホにダウンロードしてもらうということが一番だと思うのです。そして、自分で言うと昨日も2人にぜひダウンロードしてということでその場で手伝いしてダウンロードをしてもらいました。今後このダウンロード、アプリを入れてもらうことについてどのような対応をするのか、もし把握しているのであれば、現時点でどのぐらいの数ダウンロードして実用化されているのか教えていただきたいと思えます。

○磯野委員長 総務課、敦賀課長。

○敦賀総務課長 お答えいたします。

まず、今現在のダウンロード数でございますが、スマートフォンアプリにつきましては3月5日現在ということで483件ダウンロードされております。あと、周知の関係でございますが、2月からこの周知につきましては広報で初めてといいますか、登録の関係について初めて2月から周知を始めたところで、まだまだやはり委員おっしゃるとおりアプリの登録者数も少ないというような状況でございます。こういうシステムですから、やはり登録される方が増えることでシステムの利用価値というのも上がっていくというふうに考えておりますので、今後も継続して広報に載せるのはもちろんなのですが、各種イベントだとか、あと高齢者宅からの多分携帯を持っていないだろうという世帯からのその申請はまだまだ少ないような状況ですので、そういう働きかけというのを今後高齢者宅をどういうふうにやっていくかということでちょっと今検討している状況でございます。

○磯野委員長 7番、小寺委員。

○小寺委員 ダウンロード数、たくさん端末を増やすというのは本当に一番大事、先ほども言ったのですが、例えば高校生、中学生も携帯、スマホを持っていますし、そういうところから親も入れてください、おじいちゃん、おばあちゃんに広げることも可能ですし、委員も一生懸命協力して1人10件やれば110は延びるわけですから、使えるものは何

でも使ってぜひ増やす、本当に増やすことが一番のメリットになると思います。

それともう一つが、どのような情報を載せるかというのがやっぱりその価値を高める意味で重要になってくると思います。自分はたまたま島の分も入れているので、すごく小まめにフェリーの情報ですとか、ごみの収集、あと医療関係の受診の情報ですとか細かく来ます。市街地に関しては毎日ごみが区域によって違うので、難しいとは思いますが、町民が入れておいてよかったというような情報を発信することで、そういう情報が得られるのだったら入れようというふうになるような情報提供をお願いしたいと思うのですが、今のところ考えられる情報の発信する内容ですとか、もし決まっていたら、教えていただきたいと思います。

○磯野委員長 敦賀総務課長。

○敦賀総務課長 お答えいたします。

今現在につきましては、3月については試験運用期間ということで毎週1回定時に試験放送しているというような状況で、4月から本格運用を始めていくというふうに考えております。それで、4月以降につきましては週何回がいいのかというのはちょっと考えているところなのですが、2回から3回程度そういう定時にですね。基本は防災システムということで防災に関する情報が主にはなるのですが、なかなかそういう情報というのはいつもあるわけではありませんので、なるべく定時に週何回と決める中で触っていただいて慣れてもらうということも必要かなというふうに思っております。そういう部分で行政的な情報ということで、例えば広報に載せるような周知だとか健診がいつまで申込みやっているだとか、その辺は各課からの要請に基づいて総務課のほうで情報発信をするのですが、そういうような広報等に載せるような皆さんに周知しなければならぬものも今後はやっていきたいなど。例えばイベントの情報だとか、先日は緊急的に熊の出没情報も流したのですが、そういうものも含めて今後周知はしていきたいというふうに考えております。

○磯野委員長 7番、小寺委員。

○小寺委員 先日の私の一般質問もありましたけれども、議会としても広報に力を入れていますので、議会の情報ですとか、傍聴の呼びかけですとか、そういうことも話し合いながら、もし可能であれば、ぜひ議会の広報にも手伝っていただければなというふうに思いますので、今後ともよりよい情報提供のほうをよろしく願いいたします。

終わります。

○磯野委員長 10番、村田委員。

○村田委員 私は今の防災システムの保守業務委託料についてちょっとお伺いしたいと思います。

今年開始ということでこれからずっとこのシステムを使っていくと思うのですが、3年度に869万円計上されていますが、この中身の部分とこれが経常的にずっと続いていくものなのか、この保守は何年契約であるとかいろいろあるので、そこら辺のところをちょ

と教えていただきたいと思います。

○磯野委員長 敦賀総務課長。

○敦賀総務課長 お答えいたします。

この委託料は869万の内訳でございますが、まず保守費用ということで214万見ております。これにつきましては、国との情報連携でありますJアラートとの自動連携保守ということでサーバー等の保守となっております。あと、今現在その媒体として使っているスマホだとか個別受信機、タブレット、屋外拡声器等の障害が出たときの切り分けの保守対応、どこが故障しているのかというのが分かるような形で対応はできるように。あと、その問合せ対応という部分でこの214万の中に入っております。

あと、そのほかに運用経費ということで560万ということで見ております。この内訳としましては、サービスの利用料ということでこういうシステムを使うためのサービス利用料という部分で年間350万見ております。あと、そのほかタブレットという部分で離島の300台、これにつきましてSIMの利用料というものがかかりますので、それが300台掛ける6,000円分ということで見ております。

あと、そのほかの登録制メールということでガラケーも情報発信できるようにということで、その登録制メールに対する利用料ということで30万程度を見ているということで、それが委託料の内訳という形になります。

あと、契約の方法については年間契約なのか、長期にするのかまだ協議中ですので、その辺はちょっとまた検討してどういう形にやるかというのは考えていきたいと思っております。

○磯野委員長 10番、村田委員。

○村田委員 今の課長の説明でいくと、やや毎年のようにこのぐらいの運用経費はかかるということでいきますと一般財源を充てていますので、なかなか10年間でいくと8,700万ほどのものがかかるという、かなり大きな経費がかかるということなので、こちら辺は少しでも下げるといふ方法というのはあるのかなのかだけ聞いて質問をやめますが。

○磯野委員長 敦賀総務課長。

○敦賀総務課長 お答えいたします。

今委員おっしゃるとおり、ランニングコストについては年間これだけの費用がかかるということで、当初のこれまでの説明の中でも触れておりましたが、業者の開発した設備を利用するだとか、システムを利用するというので、当初の設備についてはその分経費はかからないのですけれども、ただかからない分そういうランニングコストではやはりこれだけのものがかかるということで、これまでの中でもちょっと触れてはきております。

これが今後もこれだけ削る可能性はあるのかどうかという部分なのですけれども、やはりシステムを整備しない分こういうものを利用していくという部分ですので、なかなかこれを削っていくというのはちょっと難しい部分であるのかなと。逆にその今サーバーとかを庁舎内にも置いておりますので、例えば5年置きとかにサーバーの更新とかも出てきますので、そういう部分でも今後費用かかってくる部分も出てくるのかなという感じでは考

えております。

○磯野委員長 10番、村田委員。

○村田委員 分かりました。それだけのものは当然これ防災システムって必要ですから、先ほど小寺委員も言っていました、ほかのその有効活用の仕方をしてかかる経費ぐらいにやっぱりいいものだというふうな運用をしていただきたいと思います。

終わります。

○磯野委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯野委員長 これで質疑を終わります。

職員入替えのために暫時休憩します。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時41分

○磯野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10款教育費、177ページから209ページまで質疑を行います。

7番、小寺委員。

○小寺委員 それでは、まず10款教育費、説明資料でいうとちょっと見つけれないのですが、焼尻の小学校と天売の高校に車椅子を1台ずつ納品する計画になっているのが載っています。事務用ということで、事務用機器購入費ということで入っていると思うのですが、車椅子が必要な子がもしいるということで購入するのか、もし車椅子が必要なのであれば、車椅子だけではなくて校舎の整備も必要なのかなというふうに思うのですが、車椅子の使用用途を教えてくださいたいと思います。

○磯野委員長 酒井学校管理課長。

○酒井学校管理課長 お答えします。

この購入の背景なのですけれども、今これを必要としている児童はおりません。たまたま昨年ちょっとけがをした児童がおりまして、児童を防災訓練だとか、そういう機会がありましたことから、そういうときに利用するですとか非常時に備えての整備というふうに考えています。

○磯野委員長 7番、小寺委員。

○小寺委員 自分としてはそういう子がいて対応しなければいけないためのものかなと思ったので、ただ車椅子があったとしてもそれに対応できる校舎でなければいけないので、今後そういう心配がある場合にはやっぱり校舎の改築を含めたときに障がい、けがとか、そういうのも含めてですけれども、対応できる施設整備をしていただきたいと思いますというふうに思います。

続いていいでしょうか。

○磯野委員長 はい、どうぞ。

○小寺委員 説明資料の15ページ、予算書の181ページです。関連するので、3つまとめてちょっと上下するのですが、お伺いしたいと思います。スクールソーシャルワーカー派遣事業、いじめ防止対策事業、そして教育支援事業についてお伺いします。

きっとこの中に13款の先ほどもちょっと触れましたが、任用職員の人件費等も少し関わってくると思いますが、もしその辺も含めて答えていただければなというふうに思いますので、お願いいたします。スクールソーシャルワーカーの派遣行っているのですけれども、自分としては月2回各学校に行くので十分ではないのかな、今のところ需要がないのであれば2回なのではしょうけれども、今後もっと必要になる場合にどのような処置をするのか、まずお答えいただきたいと思います。

○磯野委員長 酒井学校管理課長。

○酒井学校管理課長 お答えします。

この事業につきましては、そういう対象の生徒に対する学校との支援ということで、月2回この事業で入っていただいているのですけれども、これ以外にも町の臨床心理士の職員の方も別な形で入っております。その方も少なくとも週2回は入っていただいております。うち週1回はこの臨床心理士の方とソーシャルワーカーの方が一堂に会するような形で日程調整していますので、週に3回はそういう方々に入っているということで、そういう部分では学校のほうも今現在充実した体制が取られているということで情報交換していますので、現在は今の体制で大丈夫だというふうに捉えています。

○磯野委員長 7番、小寺委員。

○小寺委員 これは当初予算ですので、4月以降の予算として計上されていると思うのです。当初予算ですので、昨年11月の段階でこの体制でいいということでの予算立てで3月、4月というふうに進んでいくと思うのですが、今後新学期が始まった中で何かあって本当に足りないといったときにはどのような対処、自分はもう少し人を増やす、時間を増やすということになったときの対応、予算づけではそこはないと思うので、そういった場合の処置はどのようにお考えでしょうか。

○磯野委員長 酒井学校管理課長。

○酒井学校管理課長 お答えします。

この予算につきましては、月以外、定期以外にも随時ということで年6回程度がこれ以外の派遣もお願いできるような予算づけをしています。また、当然その派遣が必要だという背景にもよるとは思うのですけれども、そういう部分につきましては学校のほうと協議をしながら、本当に必要なかというところを精査しながら、必要であればその辺は庁内で協議をしていきたいというふうに考えております。

○磯野委員長 7番、小寺委員。

○小寺委員 自分はこれからカウンセラーを含めたそういうソーシャルワーカーが重要になってくると思うのです。子供だけではなくて親や、もしかしたら先生方もそういう支援

を必要になってくる時代なので、ぜひその辺もし対応ができるような予算措置も含めて今後も考えていただきたいというふうに思っています。

また、それに関わってですが、いじめ防止対策事業ということで6万6,000円委員の報酬ということで、これは次の条例に関わってくることなのですけれども、ここでちょっと触れさせていただきたいのですけれども、あくまでもこれは委員の報酬ということだけなのですが、もちろんつくるのはいいのですけれども、本当に稼働できるような報酬だけで、予算措置だけでいいのかという心配があるのです。どのぐらいの頻度で、何かあったときに集まる委員会だとは思いますが、その6万6,000円以外に、予算が6万6,000円分集まってくださいというふうになるのか、その辺どういような活用を考えていらっしゃるでしょうか。

○磯野委員長 酒井学校管理課長。

○酒井学校管理課長 お答えします。

昨日の条例提案の際に説明させていただいたのですが、重要事態が発生したときということで調査をするということだったので、担当課といたしましてはそのときに初めて集まるということではなくて、年に1回ぐらいは学校の情報提供ですとか、そういうことをしていきたいなというふうに考えております。また、条例提案をさせていただいた中で、必要であればその委員会の中でそういう必要事項を協議するとなっておりますので、現在はこの報酬の予算だけとなっておりますが、その中でいろんな部分は協議はしていきたいと考えております。

○磯野委員長 7番、小寺委員。

○小寺委員 これも本当にこれから重要になってくると思います。特に現在学校でも様々な問題があつて、教育委員会もきちんと把握していらっしゃると思うのですが、関係性がとても難しく、学校は教育委員会に言いづらいこともありますし、親、子供も学校に言いづらいこともどうしても出てくるのです。その中でやっぱり先ほどのソーシャルワーカーの重要性ですとか、もしかしたらそういうここにもない第三者の手を借りなければいけない段階なのかもしれません。その辺どういふうに対応するかというのは本当に重要になってきていて、教育委員会と学校の認識が違っていたりだとか、ましてや子供、親、学校の先生、その辺が同じように認識を持っていないとうまく課題が解決されないのではないかなという危惧はしております。その辺うまく、基本は自分のイメージですけれども、学校はやっぱり教育委員会には言いづらいことももちろんあるという前提でお話毎回しているのですけれども、教育委員会側としては学校とは情報共有をしていると思うのですけれども、ぜひその辺考えていただいて、まずは情報を取って今何が起こっているのか、教育委員会として、そして議会も協力できることはしたいとは思いますが、何ができるのか判断するのは、例えば先ほどの委員の招集についても大前提は何かあったときということなので、自分は本当にその辺の認識をしっかりとさせていただきたいなというふうに思うのですが、その辺についてはどういような見解をお持ちになっていらっしゃるでしょ

うか。

○磯野委員長 酒井学校管理課長。

○酒井学校管理課長 お答えします。

まず、学校との関係性だったのですけれども、そうならないように常に情報交換をしながら、私も不定期なのですけれども、学校のほうに足を運びながらその辺のお話を聞くように時間を取りたいというふうに考えております。

また、その辺の対応につきましても当然同じ行政でも福祉ですとか、健康支援の保健師さんですとか、いろんな方々が携わって活動している部分はありますので、そういう中でいろんな情報を入手しながら、横のつながりを大切にしながら対策をしていきたいというふうに考えています。

○磯野委員長 7番、小寺委員。

○小寺委員 例えばお母さんたちに関しても学校にも言えない、どこに相談していいか分からないということで自分の知り合いのお母さんから問合せというか、相談を受けたのです。せつかなので、ちょっと紹介したいのですけれども、これは本当にうわさとかではなくて本人にも確認しています。今学校でどういうことが起こっているのかということで、これをもし議会で伝えてもいいかという確認も取っています。

学校に出ておいでとか言ってくれる友達がいると行くと頑張っていくのだよねと。このまま学校に行けなくなるのも不安だし、何かきっかけがあれば頑張ってみようと思うのだと思うのだよね。だけれども、心の傷が大きくて体に不調が出たり、行けたり、行けなかったりですと。かばってくれていた友達もやっぱり強いほうに引っ張られていたり、心が折れてしまうこともあるみたい。過敏になってしまっているのもあると思うけれども、仕方ないよね。最近はその感じだと聞いていますと。

自分聞いたら泣きそうになるぐらい、これは直接の親ではないのですけれども、子供の気持ちを考えるとやっぱり自分としても何らかの手当てをしてあげないといけないのかなというふうに感じました。それで、ぜひ条例もそうですけれども、つくって終わりではなくて実効性のある、そして子供が傷つかない教育現場であってほしいなというふうに感じています。子供が親に言えない、親が学校に言えない、学校が教育委員会に相談はしているのでしょうけれども、届かない思いを自分は今ちょっと代理で話させていただいたのですけれども、悲しい子供や不幸なことが起こらない手助けをぜひ教育委員会としても一生懸命やっていただきたいというふうに思うのですが、教育長、いじめに関して後で条例も提案されますけれども、教育委員会としてのどうしていくのだと、いじめは自分はしてはいけない、もちろん思うのですけれども、それを様々な形で子供や親、町民に向けて発信しないといけないかなと思うのです。

ぜひ教育長の言葉でいじめに対する思いというか、それをいただければなと思います。

○磯野委員長 山口教育長。

○山口教育長 小寺委員から学校のいじめについてのお話でございます。

いじめの現状についてなのですけれども、学校では毎年、年2回以上アンケート調査というものをいたしまして、子供たちから、親からそういう現状、小さいことでもいいですから嫌な思いをしたとか、そういう程度のことも全てアンケート調査をしまして、それを生のまま全部上がってきたものについては教育委員会に上げてもらいまして、その数字全て教育局のほうにも上がっております。そういう中では今は本当のいじめというか、そういうものも含めて全て、嫌な思いしたとか、ちょっと強い言葉を言われたとか、そういうものも含めて全部数字的なものは上がってきて認知件数という形で把握できるようになっておりまして、その部分については詳しく子供たちと寄り添うということを学校側はしております、調査も含めて一つ一つそういう形で取組をするという現状になっております。そういう中でいじめというのがどこにでもあり得るといふそういう認識の下に立って起こってはいけないということで取組をしているという現状であります。

そういう中で数字は上がってきておりまして、その部分についても全部把握しておりますし、学校側も一つ一つにそういうものに対してグループ組織として対応しております。学校側にもいじめ対応の組織というのがつくられておりまして、そういう形で対応をしているというのが現状でございますので、今そういう中では把握できていないという部分はあまりないのかなというふうに現状思っております。おっしゃられたような事実というのが、それについても学校側からの報告がありまして、それについては事実確認はされておりました、学校としても校長先生をはじめとしてグループ組織で対応しているという現状がございます。そういったいじめ、決してあってはいけないことでございますので、教育委員会としても学校とそういう認識、意思疎通を十分にいたしまして、教育委員会としてもそれに対するいじめだけではなくて体罰ですとか、もろもろの学校関係のそういう部分については留萌教育局と連携をしながら学校に対するその指導というのがありますし、調査の関係も十分にするようにしております。その中で対応しておりますので、たまたまそういう事案もあったということで認識して今鋭意解決に向けて努力をしている状況でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○磯野委員長 小寺委員、あくまでも予算書に沿った質問をお願いします。教育に関する思い入れは後に条例提案とかでありますので、また常任委員会もありますので、そちらでお願いいたします。

7番、小寺委員。

○小寺委員 分かりました。予算に関してなのですけれども、先ほど言ったとおりスクールソーシャルワーカーの派遣の事業ですとか、いじめ防止対策、あと教育支援事業、これは人件費として今は低学年に向けて補助員がついていると思います。ただ、本当に今いろんな対応のためにその人員を増やすだとか、そういうときにはもちろん教育委員会が増やしたいと思っても行政側の予算を持っていないわけですから、町側の協力も予算についてある程度握っているのは行政側だと思うのです。ただ、先ほど一般質問のときにも独立した議会、教育委員会も一緒ですけれども、財源がない中で協力を願ってもなかなか理解で

きないということもあったので、行政側として町長にお伺いしたいのですが、学校に関して、特に教育委員会、いじめに限定してもいいのですけれども、やっぱり教育委員会と協力してきちんとした予算の確保、これから当初予算ですけれども、補正が出た場合にはしっかりと協力していくということを確認というか、どういう方向で考えているのか、財政面について教えていただきたいと思います。

○磯野委員長 駒井町長。

○駒井町長 予算の執行上教育委員会から相談があったものは担当課と相談し、また財政側とも相談しながら適切に執行したいと思っております。

○小寺委員 教育委員会は本当に財源がない中でいろいろな政策を行っていきたいということで、もし声かけがあった場合は、ぜひ特に子供のものについては優先的に検討していただきたいというふうに思います。

以上です。

○磯野委員長 3番、平山委員。

○平山委員 小学校のプール開放事業についてちょっとお伺いいたします。

去年は業務委託料ということで予算に上がっていましたが、今回私の目に入らないのか、ちょっと載っていないような気がするのですが、その辺どうなのでしょう。

○磯野委員長 飯作社会教育課長。

○飯作社会教育課長 お答えをいたします。

昨年度まではプールの開放事業に関しましては、管理の部分を委託ということで予算づけをさせていただいて実施しておりましたが、ちょっと以前にもお話しした経過があるかと思っておりますけれども、管理していく部分で警備法という法令に関して資格がないとそのプールの管理だとかができないということで、委託業務ではなかなか難しいということで、会計年度任用職員で直接教育委員会として管理人を雇用して実施していきたいと思っておりますので、委託料という部分ではなくて任用職員の雇用経費ということで予算要求させていただいております。

○磯野委員長 3番、平山委員。

○平山委員 人数はどのぐらい。

○磯野委員長 飯作社会教育課長。

○飯作社会教育課長 ちょっと申し訳ありません。具体的な人数は押さえていませんけれども、ローテーションを組めるような中で3人ぐらいの人数だったかと思っております。

○磯野委員長 3番、平山委員。

○平山委員 もう一点、スポーツ教室の実施事業についてなのですが、予算として79万7,000円、各種スポーツ教室、コーディネーション教室、あと水泳教室ほかになっていますが、この事業をするための指導者というか、専門的な人がする、どのような方がこういう事業に携わるのでしょうか。

○磯野委員長 飯作社会教育課長。

○飯作社会教育課長 お答えをいたします。

スポーツ教室の講師の謝礼金ということで予算計上させていただいておりますけれども、内容によりましては水泳教室ですとか、歩くスキー教室、それからコーディネーショントレーニングということで、それぞれ指導資格を持っている方ですとか、そういった方々を予定しております。

○磯野委員長 3番、平山委員。

○平山委員 そういう資格を持っている方というのは民間の人なのか、それとも行政の方なのでしょうか。

○磯野委員長 飯作社会教育課長。

○飯作社会教育課長 今予定をしているのは民間の方ということでございます。

○磯野委員長 3番、平山委員。

○平山委員 細かくて申し訳ありません。人数聞いていいですか。

○磯野委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 3時06分

再開 午後 3時06分

○磯野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

飯作社会教育課長。

○飯作社会教育課長 お答えをいたします。

水泳教室に関しましては、小学生の教室と幼児水泳教室でございますけれども、合わせて18名、それから歩くスキー教室に関しましては3名、コーディネーショントレーニングについては2名ということで予定しております。

○磯野委員長 3番、平山委員。

○平山委員 この事業について今までの、令和2年度と比べてもそんなに変わらないということよろしいでしょうか。

○磯野委員長 飯作社会教育課長。

○飯作社会教育課長 令和2年度はそのコロナの影響で実施できたもの、できないものがございますけれども、予算づけの考え方としては同じということでございます。

○磯野委員長 3番、平山委員。

○平山委員 私がなぜ今これを聞いたかといいますと、指定管理者の部分につながるのですが、ソフト面での事業のサービスの低下につながるかどうかということでお聞きしました。分かりました。どうもありがとうございます。

以上です。

○磯野委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯野委員長 なければこれで質疑を終わります。

次に、12款公債費、213ページの質疑を行います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯野委員長 これで質疑を終わります。

次に、13款諸支出金、215ページから217ページまで質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯野委員長 これで質疑を終わります。

次に、14款予備費、次に給与費明細書、継続費、債務負担行為並びに地方債に関する調書について、219ページから231ページまで質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯野委員長 これで質疑を終わります。

これで歳出を終わり、次に歳入に入ります。継続費、債務負担行為及び地方債は16ページから18ページまで、歳入は1款町税の26ページから21款町債の72ページまで、一括して質疑を行います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯野委員長 これで質疑を終わります。

以上で羽幌町一般会計予算を終わります。

説明員入替えのため暫時休憩します。

休憩 午後 3時08分

再開 午後 3時14分

○磯野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、羽幌町国民健康保険事業特別会計予算、1ページから26ページまで、歳入歳出一括して質疑を行います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯野委員長 これで質疑を終わります。

次に、羽幌町後期高齢者医療特別会計予算、1ページから12ページまで、歳入歳出一括して質疑を行います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯野委員長 これで質疑を終わります。

次に、羽幌町介護保険事業特別会計予算、1ページから41ページまで、歳入歳出一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯野委員長 これで質疑を終わります。

次に、羽幌町下水道事業特別会計予算、1ページから23ページまで、歳入歳出一括し

て質疑を行います。

4番、阿部委員。

○阿部委員 それでは、下水道事業特別会計の多分毎年ついていた場所が総務費の一般管理費になるかと思えます。1年ずつ延長していましたが水洗便所改造等補助金制度、これについては令和3年度は予算ついていませんけれども、延長しなかった理由まずお聞きしたいと思えます。

○磯野委員長 棟方上下水道課長。

○棟方上下水道課長 お答えいたします。

この補助金につきましては、もともと供用開始の日から3年以内に水洗便所改造等工事を完成させることができることというのが要件となっておりますが、これまでは水洗化率向上のため特例措置として3年を過ぎた場合でも対象としてまいりました。制度の延長につきましては、これまでも議会の中でご説明させていただいておりますが、し尿前処理施設建設時の補助採択要件である苫前町も合わせた水洗化率で50%という数値が目標としてありました。この水洗化率が令和2年11月現在におきまして50%となり、当初の目標を達成いたしました。また、今年度の広報はぼろ4月号において補助制度については令和3年3月31日まで延長しますという周知もさせていただいておりますが、今年1月時点におきましても補助制度延長について町民の方や業者さんからの問合せや要望等もありませんでした。これらのことを総合的に判断いたしまして、目標達成を一つの区切りとしてこれまで特例措置として延長してきた制度を終了するという結論に至ったところであります。

○磯野委員長 4番、阿部委員。

○阿部委員 目標が達成されたから制度は延長しないということですが、こうした部分、一度水洗トイレにすると下水道事業ですから、当然収入の部分で下水道使用料等が入ってくると思いますが、そういったことを考えると幾ら目標が達成したからそれで終わりということではなくて、1件でも2件でも多く改造等をしてもらって、そうした中で事業収入といいますか、そういった部分やはり必要なのではないのかなとも思いますが、その辺のお考えというのは全くなかったのかどうかお聞きしたいと思えます。

○磯野委員長 棟方上下水道課長。

○棟方上下水道課長 お答えいたします。

確かに委員おっしゃるとおり接続していただければ、その後使用料は入ってくるので、当然経営上はいいということにはなるのですが、一方でこの補助金他の町村に比べてもかなり高額な部類な補助金となっております。半分は交付金ということでお金入ってくるのですが、残りの半分については町単費で実施しておりまして、その金額を基本料金で割り返しますと、その分を回収するのに結構な年数がかかるような状況になっております。下水道事業としましては、一般会計からの繰入金があれば経営が成り立たないような状況でございますので、平成14年の供用開始からもう18年も経過しておりまして、限られ

た予算の中で施設の老朽化に伴う改修や更新も行っている状況でありますことから、このたびの数値目標達成をもって終了させていただくというふうにいたしました。

○磯野委員長 4番、阿部委員。

○阿部委員 補助金額が高いといった部分で、その中で回収するのにもある程度年数がかかるということですが、一度つないでしまえば例えばそこが空き家になってしまったらあれですけれども、もし空き家になったときでも水洗トイレなのかどうなのかによって空き家に次入る人というの判断しますし、そういった部分で何か考えていくべきなのかなとも思いますし、例えば補助金額というものも当然見直しをしてでも続けることによって、こうしたものというのは本当に仕事づくりの一環にもなってきますので、何かそういった部分というのは全く考えないでいたのかどうなのかお聞きしたいと思います。

○磯野委員長 棟方上下水道課長。

○棟方上下水道課長 お答えいたします。

確かにおっしゃるとおり接続することによって仕事の創出ですとか、あとその後の住宅の活用とかというのがあるかとは思いますが、まず基本的に下水道法において下水道に接続可能となってから3年以内に接続しなければならないというふうに規定されております中、これまで水洗化率の向上を目的として供用開始当初から補助制度はあったものを平成24年からまた補助金額を増額して供用開始から3年を超えた場合でも対象とする特例措置を実施してきて、既にもう9年となっておりますことから、やはり当初の目標数値を達成したというところで一旦区切りは必要なのでないかなというふうに思っております。

○磯野委員長 4番、阿部委員。

○阿部委員 あまり長くはもうやりません。目標を達成したから一つの区切りということですが、また何か今後改めて考える部分が出てくるのかどうなのか、それだけ最後に聞いてやめます。

○磯野委員長 棟方上下水道課長。

○棟方上下水道課長 お答えいたします。

今後につきましては、委員おっしゃられたご意見も参考にしながら、町民からの要望ですとか、そういうことがありましたらまたそれも含めて考えさせていただきたいと思っております。

○磯野委員長 6番、船本委員。

○船本委員 私心配しているのは、昨年の予算委員会でも申し上げましたけれども、人口3万人以下については令和6年度から企業会計になります。そうなりますと、私心配しているのはその下水道料金の問題なのです。ですから、目的を達成したからというのではなく、現実に接続をこの3年、4年、5年で増やさなかったら6年度からの企業会計、今特別会計ですから一般会計から入れますけれども、企業会計は自分たちが働いて給料をもらいなさいと、もう独立した一つの会社になるわけでありますから、ですから今阿部委員も申し上げましたように、もうあと3年で少しでも多く接続してもらって、目標達成は別と

してこの下水道の企業会計のときにはあまり下水道は上がらないようにしなければ、私は今の数であれば結構下水道料金が上がるのではないかと心配をしているのですが、担当課長としてはどのようにお考えになっていますか。

○磯野委員長 棟方上下水道課長。

○棟方上下水道課長 お答えいたします。

委員おっしゃるように公営企業法の適用になりましたら独立採算制ということで、収入の範囲で経営ということが原則ということにはなろうかと思えます。現実にもそうしなければならなくなったときには、下水道使用料の値上げということも当然考えていかなければならないとは思っておりますが、ただ一方で急激に本当にその使用料だけで賄おうとした場合、非常に大幅な値上げということも必要になろうかと思えますので、ちょっとその辺はまた法適用化までの間にそういうところも含めて検討していきたいなとは思っております。

○磯野委員長 6番、船本委員。

○船本委員 新年度予算に473万と、委託料ついているのですけれども、大体ほかの町村も3万人以下の、令和6年度からですか、走る市町村については今年から準備に予算をつけてやっているように新聞に出ていました。今課長も一生懸命やって、できるだけ水道料金を上げないような方法も考えていただけたらと思うのですけれども、できるだけ接続していかなかったら、絶対これは水道料金は高くなると思えますので、件数が少ないですから、だからこの3年間ひとつ頑張っただけ接続してもらおうような方法で考えてくださいということで、私は答えは要りません。

○磯野委員長 5番、工藤委員。

○工藤委員 私も阿部委員、船本委員がおっしゃったとおりであります。

それで、まずこの町に仕事が生まれる、雇用者が増えるという部分、このことが第一番目に大事で、そして水洗化すると使用料が町に入りますから、このこともやっぱり重要だと思います。だから、できるだけ若干の予算はかかりますけれども、その後に町が何年もずっとその人が住んでいるうち、あるいは誰かに売って違う方がその住宅に入った後も水道料はいただけるので、この辺の考えに立っていただいてやめるのではなくてもう何年か継続してもらおうことがやはり町の仕事も増えますし、町にも使用料が入りますから、この辺もよく考えていただきたいなと思えます。

それから、もう一つこの住んでいる人が誰か代わりの人が入るときにもやはりトイレが水洗化になっているよということになると買うほうも買いやすいし、売るほうも売やすいのだと思うのです。この辺のところも総合的に考えて、まだ考える余地がありましたらぜひやってほしいなと僕も思います。よろしくお願いします。

○磯野委員長 棟方上下水道課長。

○棟方上下水道課長 お答えいたします。

委員おっしゃることは理解いたします。ただ、売るときに売りやすいというところもある

ると思いますが、あくまでも個人の財産というところもございますし、そこに税金で補助金をということにはなかなかならないのかなというところもあります。これまで先ほども申しましたが、平成14年の供用開始からずっとこの補助制度ございまして、24年度からはさらに増額して特例措置を設けてということでここまで続けてきたものですから、一応新年度につきましては先ほど來說明させていただいておりますとおり、ちょっと一つの区切りとして終了したいということで考えてございます。

○磯野委員長 5番、工藤委員。

○工藤委員 分かりました。

それで、これに関連することなのですけれども、今回の予算をずっと見てみますとやはり雇用が生まれて仕事が増えるのだという部分の予算が少ないですから……

○磯野委員長 工藤委員、下水道事業に関する質問にしてください。

○工藤委員 終わります。

○磯野委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯野委員長 なければこれで質疑を終わります。

次に、羽幌町簡易水道事業特別会計予算、1ページから20ページまで、歳入歳出一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯野委員長 これですべて質疑を終わります。

次に、羽幌町港湾上屋事業特別会計予算、1ページから10ページまで、歳入歳出一括して質疑を行います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯野委員長 これですべて質疑を終わります。

次に、羽幌町水道事業会計予算、1ページから32ページまで一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯野委員長 これですべて質疑を終わります。

以上で各会計予算の内容審査を終了したいと思います。

審査を締めくくるに当たり、令和3年度各会計予算について総括質疑を行います。なお、総括質疑は予算全体を概括して、総合的な見地から発言を願います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯野委員長 これですべて質疑を終わります。

以上で各会計予算の内容審査が終わりました。

続いて、予算関連議案及び各会計予算それぞれの議案審議をいたします。なお、予算については一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計とも歳入歳出予算、継続費、債務負担行為、地方債それぞれ一括して質疑を受け、討論、採決の順に従い審議を進めることとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯野委員長 異議なしと認め、ただいま説明した順序に従って審議を進めることに決定しました。

それでは、予算関連議案の審議に入ります。

議案第6号 羽幌町いじめ問題専門委員会等条例について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯野委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯野委員長 これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯野委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 羽幌町いじめ問題専門委員会等条例は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、予算審議に入ります。

議案第21号 令和3年度羽幌町一般会計予算について、歳入歳出予算、継続費、債務負担行為、地方債ほか一括して質疑を行います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯野委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯野委員長 これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯野委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号 令和3年度羽幌町一般会計予算は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第22号 令和3年度羽幌町国民健康保険事業特別会計予算について、歳入歳出予算一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯野委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯野委員長 これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯野委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号 令和3年度羽幌町国民健康保険事業特別会計予算は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第23号 令和3年度羽幌町後期高齢者医療特別会計予算について、歳入歳出予算一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯野委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯野委員長 これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯野委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号 令和3年度羽幌町後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第24号 令和3年度羽幌町介護保険事業特別会計予算について、歳入歳出予算ほか一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯野委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯野委員長 これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯野委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号 令和3年度羽幌町介護保険事業特別会計予算は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第25号 令和3年度羽幌町下水道事業特別会計予算について、歳入歳出予算、継続費、債務負担行為、地方債ほか一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯野委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯野委員長 これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯野委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号 令和3年度羽幌町下水道事業特別会計予算は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第26号 令和3年度羽幌町簡易水道事業特別会計予算について、歳入歳出予算、継続費一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯野委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯野委員長 これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯野委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号 令和3年度羽幌町簡易水道事業特別会計予算は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第27号 令和3年度羽幌町港湾上屋事業特別会計予算について、歳入歳出予算一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯野委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯野委員長 これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯野委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号 令和3年度羽幌町港湾上屋事業特別会計予算は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第28号 令和3年度羽幌町水道事業会計予算について、収益的収入及び支出ほか一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯野委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯野委員長 これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯野委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号 令和3年度羽幌町水道事業会計予算は原案のとおり可決することに決定しました。

以上で本特別委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。付託された案件は、全て原案どおり可決と決定した旨、本会議に報告することにいたします。

◎町長挨拶

○磯野委員長 町長から挨拶の申出がありますので、これを許します。

駒井町長。

○駒井町長 予算特別委員会の終了に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

磯野直委員長をはじめ委員の皆様におかれましては、提案いたしました案件につきまして熱心にご審議をいただき、ご決定賜りましたことに厚く御礼申し上げます。本委員会における予算審議を通して委員の皆様の日頃からの思い、また前向きなご提言などもお示しただけだものと感じております。新型コロナウイルス感染症の終息の見通しは依然として不透明ではありますが、コロナ禍においても住民サービスの質を下げることのないよう創意工夫を凝らし、事業展開を心がけていただいたご意見、ご提言を各施策に生かしてまいりたいと考えております。引き続き安心、安全で住みよい活力のある元気な町を目標に職員一丸となって取り組んでまいり所存でありますので、委員の皆様方には、今後とも一層のご指導、ご鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げます。予算特別委員会終了に当たっての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○磯野委員長 以上をもちまして羽幌町各会計予算特別委員会を閉会いたします。

(閉会 午後 3時36分)

◎委員長挨拶

○磯野委員長 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には長時間にわたりまして終始ご熱心な審議を賜り厚くお礼を申し上げます。また、理事者をはじめ各委員には答弁及び説明に当たり格別なご理解と配慮をいただき、委員会の円滑な運営にご協力くださいましたことに対し改めて感謝を申し上げます。皆様方のご協力により付託を受けました案件につきましては全て審査を終了させていただきました。重ねてお礼を申し上げます、予算特別委員会終了の挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

